

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第10回会議付属資料(その2)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(福祉関係)の取扱い総括表１）

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	福祉関係		
事 務 事 業 名	福祉関係事業		専 門 部 会 名	福祉部会、住民部会	分科会名	高齢者分科会、障害者分科会、社会児童分科会、福祉分科会、国保分科会
区 分	項 目	調 整 方 針				
1 高齢者福祉	（１）高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。 調整方針説明資料（Ｐ．３参照）				
	（２）生きがい活動支援通所事業	生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．４参照）				
	（３）介護用品支給事業	介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護１～５に認定された介護保険の被保険者又は６か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（Ｐ．５参照）				
	（４）高齢者タクシー料金助成事業	高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．６参照）				
	（５）激励介護事業	激励介護事業については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．７参照）				
	（６）長寿者等褒章事業	長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（Ｐ．８参照）				
	（７）敬老祝金支給事業	敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（Ｐ．９参照）				
	（８）敬老会	敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。８８歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（Ｐ．１０参照）				
2 障害者福祉	（１）公共施設使用料減免	障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１１参照）				
	（２）在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１２参照）				
	（３）重度障害者（児）タクシー利用助成事業	重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１３参照）				
	（４）障害者紙おむつ支給事業	障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（Ｐ．１４参照）				
	（５）在宅心身障害者見舞金支給事業	在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。 調整方針説明資料（Ｐ．１５参照）				
	（６）重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１６参照）				
3 児童福祉	（１）放課後児童クラブ運営事業	放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１７参照）				
	（２）保育所の保育料	保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（Ｐ．１８～２０参照）				
	（３）一時保育促進事業	一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．２１参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(福祉関係)の取扱い総括表２）

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	福祉関係		
事 務 事 業 名	福祉関係事業		専 門 部 会 名	福祉部会、住民部会	分科会名	高齢者分科会、障害者分科会、社会児童分科会、福祉分科会、国保分科会
区 分	項 目	調 整 方 針				
3 児童福祉	（４）延長保育促進事業	延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 22 参照）				
	（５）乳幼児医療費助成事業	乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 調整方針説明資料（P. 23 参照）				
4 母子福祉	（１）母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P. 24 参照）				
	（２）母子家庭等児童入学支援金支給事業	母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P. 25 参照）				
5 その他福祉	（１）婦人相談・保護に関すること	婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P. 26 参照）				
	（２）災害見舞金支給事業（単独事業）	災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P. 27 参照）				
	（３）戦没者追悼式等（慰霊祭）	戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P. 28 参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	高齢者保健福祉計画		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、平成12年度から平成16年度までに達成すべき保健・福祉・介護保険サービスの目標量や提供体制、推進方策を明確にする。 【概要】 （計画の期間） ・平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。） （計画策定の体制） ・要援護高齢者需要調査の反映 ・介護保険計画策定委員会の設置（委員24名） （計画の内容） ・基本的事項（策定の趣旨、計画の重点項目等） ・高齢化の現状 ・医療・保健・福祉施策の現状 ・介護保険制度の円滑な施行 ・介護保険・保健・福祉サービスの目標量と整備方針 ・健康づくりの推進 ・高齢者の生きがいと社会参加活動の充実 ・福祉教育及び世代間交流の推進 ・高齢者等にやさしいまちづくりの推進 ・計画の推進方策 ・（資料）	【目的】 ・高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して自立生活が送れるよう保健福祉サービスの充実を図るなど、長寿社会にふさわしい高齢者の福祉施策全般を示すこと 【概要】 （計画の期間） ・平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。） （計画策定の体制） ・高齢者実態調査の反映 ・介護保険運営協議会（委員15名） ・民生委員会、地域ケア会議 （計画の内容） ・計画の策定にあたって ・高齢者の現状と将来推計 ・本市が目指す保健・福祉のすがた ・サービス提供の現状と評価 ・今後の計画 ・（資料）	【目的】 ・町民が健康で安心した生活が営めることを目指し、高齢者の保健福祉サービスの着実な推進を図るとともに、介護を社会的に支える仕組みの構築と実情に応じた保健・福祉及び医療サービスの総合提供、供給体制の確立を図る 【概要】 （計画の期間） ・平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。） （計画策定の体制） ・高齢者実態調査の反映 ・介護保険運営協議会（委員15名） （計画の内容） ・計画策定の目的 ・高齢者の現状 ・保健福祉サービスの実施状況 ・計画策定の基本理念 ・施策の体系 ・高齢者保健福祉施策における重点事項 ・計画の目標 ・高齢者支援体制における施策	【目的】 ・高齢社会に対応できる保健福祉にかかる各種サービスを総合的に整備することを目的とする。 【概要】 （計画の期間） ・平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。） （計画策定の体制） ・高齢者実態調査の反映 ・高齢者保健福祉計画策定委員（委員6名） （計画の内容） ・計画策定の基本的考え方 ・現状分析 ・計画期間までの各年度における高齢者等の現状 ・サービスの目標量等 ・目標年次における、サービスの供給体制確保の方策 ・保健福祉の環境整備 ・高齢者の生きがい対策 ・参考資料	2市2町それぞれに計画があり、内容等に違いがある。	新市移行後速やかに統一した計画を策定する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い	細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	生きがい活動支援通所事業	専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。				
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
【目的】 ・市の福祉施設等への通所により各種サービスを提供し、在宅の独居高齢者等の生活の助長、社会的孤立感の解消等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。 【概要】 （事業の内容） ・趣味活動、健康相談、遠足、入浴、給食、送迎 （委託先） ・西条市社会福祉協議会 （利用対象者） ・市内に住所を有する在宅の者で、介護保険の対象とならない独居高齢者及び高齢者世帯に属する虚弱高齢者 （利用基準） a.実施施設 地域交流センター、老人憩の家、西部地域交流センター b.実施日 月～木曜（祝祭日、盆休み等を除く） c.利用回数 週1回 （利用者負担） ・1回当たり650円（送迎を利用しない場合は550円） （利用実績） ・平成14年度 延べ2,377人 【経費負担】 国1/2 県1/4 市1/4	【目的】 ・家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、地域交流センター等への通所により、各種サービスを提供することで、高齢者の生きがいづくり、自立生活の助長、社会的孤独感の解消及び心身機能の維持向上を図ること 【概要】 （事業内容） ・日常生活動作、健康チェック、レクリエーション、給食、入浴、送迎等 （委託先） ・東予市社会福祉協議会 （利用対象者） ・概ね65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護認定者を除く （利用基準） ・地域交流センター（週に3日開所） ・本谷温泉（週に4日開所） ・一人月1～2回程度 （利用者負担額） ・1日あたり1,000円 （利用実績） ・平成14年度 延べ4,883人 【経費負担】 国1/2 県1/4 市1/4	【目的】 ・比較的元気な概ね60歳以上の日ひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者に対し、各種のサービスを提供することにより、その老人及びその家族の福祉向上を目的とする 【概要】 （事業内容） ・生活指導、健康増進・健康チェック、日常動作訓練、養護、送迎、給食、入浴、相談事業、健康教育 （委託先） ・丹原町社会福祉協議会 （利用対象者） ・概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者で、家に閉じこもりがちな者で、介護保険の給付に該当しない者 （利用基準） ・丹原町高齢者生活福祉センターで週5回 ・一人月1～2回程度 （利用者負担金） ・1回あたり900円 （利用実績） ・平成14年度 延べ1,305人 【経費負担】 国1/2 県1/4 町1/4	【目的】 ・在宅の虚弱老人等に自立の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図る。 【概要】 （事業内容） ・健康チェック、機能訓練、創作活動、趣味活動、遠足・社会奉仕活動、入浴、給食、送迎 （委託先） ・小松町社会福祉協議会 （利用対象者） ・60歳以上の虚弱なひとり暮らし老人等で、家に閉じこもりがちな者 （利用基準） ・開催場所：小松町生きがいイ・サ・ビ・センター ・年間開所日数：242日 ・1日当利用者限度：30人 （利用者負担金） ・800円（実費相当分700円・1割負担分100円） （利用実績） ・平成14年度 延べ3,875人 【経費負担】 国1/2 県1/4 町1/4	利用対象者、利用基準、利用者負担金に違いがある。	新市移行後速やかに調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	介護用品支給事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護１～５に認定された介護保険の被保険者又は６か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・在宅の寝たきり及び重度の痴呆性症状の高齢者並びに心身障害者（児）に紙おむつを支給することにより、寝たきり高齢者等に対し衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、介護者の肉体的及び経済的負担の軽減を図る。 【実施方法】 ・国庫補助事業と市単独事業 【概要】 （事業の内容） ・寝たきり等高齢者に対して、月1回紙おむつを現物支給する。 月初めに居宅である場合にのみ支給。 フラットタイプ 100枚/月 テープタイプM 30枚/月 テープタイプL 26枚/月 はくパンツ 30枚/月 所得制限あり 所得制限対象者は半分の枚数を支給 （利用対象者） ・市内に住所を有する在宅６か月以上の寝たきり高齢者等であって、失禁状態にあるもの ・このうち、要介護4、5で市民税非課税世帯のものは国庫補助対象 （利用者負担） ・無料 【経費負担】 国1/2 県1/4 市1/4 市単独分10/10	【目的】 ・在宅での介護を支援するため、紙おむつの購入費用の一部を支給する。 【実施方法】 ・介護保険事業の市特別給付 【概要】 （事業の内容） ・購入に要した費用（上限6,000円／月）の９割を支給 （利用対象者） ・要介護１～５に認定された被保険者のうち、居宅において介護を受けていて、紙おむつを必要とする者 （利用者負担） ・１割 【経費負担】 ・介護保険市町村特別給付	【目的】 在宅で長期にわたりねたきり状態にある老人及び心身障害者（児）の衛生的で快適な日常生活を助長し、併せて介護にあたる者の肉体的、経済的な負担の軽減を図り、その福祉の増進を図る。 【実施方法】 ・町単独事業 【概要】 （事業内容） 月6,000円以内の紙おむつを支給 （利用対象者） ・65歳以上のねたきり老人又は心身障害者（児）であること ・自宅で6か月以上ねたきり状態であること ・失禁のあること ・丹原町内に住所を有する者であること （利用者負担） ・無料 【経費負担】 ・町10/10	【目的】 在宅高齢者等を介護している家族に対し、介護用品を支給し、介護家族の経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者等の在宅生活の継続と向上を図る。 【実施方法】 ・国庫補助事業と町単独事業 【概要】 （事業内容） 家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品の紙オムツ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、を月額6,000円以内で支給 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 1.に同じで、月額5,000円以内で支給 （利用対象者） 家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 在宅で要介護認定4又は5と判定された町民税非課税世帯で高齢者を介護している家族 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 1.に同じで、町民税課税世帯 （利用者負担） ・無料 【経費負担】 家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 国1/2 県1/4 町1/4 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 町10/10	実施方法、事業内容、利用対象者、利用者負担に違いがある。	実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護１～５に認定された介護保険の被保険者又は６か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	高齢者タクシー料金助成事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・在宅の高齢者がタクシーを利用する際に、その料金の一部を助成することによって、交通手段の確保と社会参加の促進を図り、生きがいの向上と在宅福祉の増進に寄与する。 【概要】 （事業の内容） ・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。 （協力機関） ・市内のタクシー会社、小松タクシー、舞城タクシー （対象者） ・市内に住所を有する満75歳以上の在宅の高齢者で前年所得税非課税世帯の者 （助成額） ・乗車 1 回につき基本料金相当額で、助成券を年間 1 人につき12枚を交付する。 ・同一世帯に対象者が 2 人以上いる場合は、 2 人目から年間 1 人につき 6 枚を交付する。 ・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。 （利用実績） 平成14年度 ・交付者数 1,749人 ・助成額 6,921,460円	【目的】 ・在宅の高齢者の交通手段を確保し、積極的な社会参加と生活圏の拡大を図ることを目的に、タクシー料金の一部を助成する。 【概要】 （事業の内容） ・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。 （協力機関） ・市内のタクシー会社 （対象者） ・市内に住所を有する満75歳以上のひとり暮らしの高齢者または満75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で所得税非課税世帯の者 （助成額） ・乗車 1 回につき基本料金相当額で、助成券を年間 1 人につき12枚を交付する。 ・同一世帯に対象者が 2 人以上の場合は、 2 人目から年間 1 人につき半分の 6 枚を交付する。 ・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。 （利用実績） ・平成15年度から事業開始のため、平成14年度の実績はなし	該当なし	該当なし	西条市、東予市のみの制度である。 対象者に違いがある。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	高齢者福祉関係	
事 務 事 業 名	激励介護事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 高齢者分科会
調 整 方 針	激励介護事業については、西条市の例により調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・ねたきり老人又は重度の身体上の障害がある者を日常的に介護している家族に対して、その労をねぎらい激励し、介護の負担軽減を図る。 【概要】 （事業の内容） ・宿泊介護券年2枚又は日勤介護券年7枚の交付 ・介護券1枚につき1回介護人の派遣を要請できる。 （委託先） ・西条民営職業紹介所 （対象者） ・市内に居住するおおむね65歳以上の寝たきり老人又は重度の身体上の障害により日常生活において介護を必要とする者を家庭内において常時介護している者 （介護内容） ・食事の世話 ・排泄の世話 ・被服の洗濯、補修 ・身体の清拭 ・身の回りの世話 ・被介護者の居室の整理整頓 ・緊急時の医師、家族への連絡 ・その他、介護を受ける老人等が安全かつ快適に日常生活を送るために必要な直接的な介護及び家事 （介護時間） ・宿泊介護券の場合は、午前9時から午後7時までの間に介護を開始し、翌日の同時刻までの24時間以内。ただし、原則として24時間のうち8時間は介護人の睡眠時間とし、3時間は休憩時間とする。 ・日勤介護券の場合は、午前8時から午後5時までの間の8時間以内。ただし、8時間のうち1時間は介護人の休憩時間とする。 （利用者負担） ・無料 （利用実績） ・平成14年度 日勤介護 9人、32件 【経費負担】 市10/10	該当なし	該当なし	該当なし	西条市だけの制度である。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	高齢者福祉関係		
事 務 事 業 名	長寿者等褒章事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて市民の敬老精神を高めることにより、老人福祉の向上を図る。 【概要】 （事業の内容） 市長が、施設及び対象者宅を訪問し手渡す。 ・数え101歳以上 記念品（10,000円相当） ・数え100歳 肖像画（100,000円相当） ・施設（養護老人ホーム1か所、特別養護老人ホーム3か所）訪問 果物盛りかご（1施設に1個 @3,000円）、 菓子包み（入所者全員に1人1包み @350円） 【実施時期】 ・敬老の日の前 9月上旬 【経費負担】 市10/10	【目的】 ・多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて市民尾敬老精神を高めることにより、老人福祉の向上を図ること 【概要】 （事業内容） 市長がその年度中に百歳以上になる老人を家庭訪問し記念品を贈りお祝いする （その年度中に百歳になる人には賞状と記念品） また、3施設（特養2、養護1）を訪問する ・一人5,000円程度の記念品 ・施設は、一人200円程度のお菓子と1施設5,000円の花束 【実施時期】 ・9月上旬 【経費負担】 市10/10	【目的】 ・多年に亘り社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて町民の敬老精神をたかめることにより、高齢者福祉の向上を図る。 【概要】 （事業内容） 町長が対象者宅及び施設を訪問し手渡す ・町内高齢者上位10名 記念品（6,000円程度） ・施設訪問（特養1、養護1） 一人100円程度のお菓子又はジュース 1施設3,000円の花束 【実施時期】 ・9月中旬（敬老の日頃） 【経費負担】 町10/10	【目的】 ・多年にわたり町の発展向上に貢献された高齢者に対し長寿を褒賞し、町民の敬老精神を高め高齢者福祉の向上を図る。 【概要】 （事業内容） 1 米寿・百歳表彰 町長家庭訪問 ・町長が、米寿（数え年88歳）と、数え年百歳の高齢者の家庭を訪問し記念品を贈りお祝いする。 ・県からの木杯を同時に贈呈。 米寿：5,000円程度の記念品 百歳：50,000円程度の記念品 2 金婚夫婦表彰 町長家庭訪問 ・町長が金婚夫婦の家庭を訪問し記念品を贈りお祝いする。 6,000円程度の記念品 【実施時期】 1 米寿・百歳表彰 町長家庭訪問 9月15日の前 2 金婚夫婦表彰 町長家庭訪問 12月15日の前 【経費負担】 町10/10	事業内容に違いがある。 ・米寿の町長訪問は、小松町のみが実施している。 ・金婚夫婦表彰は、小松町のみが実施している。東予市と丹原町は、敬老会で実施している。 実施時期に違いがある。	西条市の例により調整する。 金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	高齢者福祉関係	
事 務 事 業 名	敬老祝金支給事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 高齢者分科会
調 整 方 針	敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・高齢者に対し高齢者年金を支給することによって老後の生活に潤いを与え、もって老人福祉の増進に寄与する 【概要】 （事業の内容） ・1人当たり3,000円を支給 						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	高齢者福祉関係	
事 務 事 業 名	敬老会			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 高齢者分科会
調 整 方 針	敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。 8 8 歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・ 多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝し、高齢者に精神的な安定と自覚を与え、広く市民が老人の福祉について関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるために開催	【目的】 ・ 多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝い、市民全体が高齢者福祉についての関心を深めるとともに、高齢者自らが生活の向上に努める意識を高める契機とすること	【目的】 ・ 多年に亘り社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。	【目的】 ・ 多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人を敬愛し長寿を褒賞し、町民の敬老精神を高め高齢者福祉の向上を図る。	実施方法、対象者、実施時期、記念品に違いがある。	実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	
【概要】 （事業内容） ・ 場所は小学校体育館又は地区公民館で、校区別に実施午前11時より式典とアトラクション ・ 市より数え88歳以上100歳未満の者に記念品を贈呈 数え88歳 記念品と木杯（県知事から） 数え89歳以上から100歳未満 記念品 記念品 5,000円相当 ・ 数え100歳以上には長寿者褒章事業により記念品を贈呈	【概要】 （事業内容） ・ 市が主催し、地区公民館、婦人会・自治会等地域の協力を得ている。（公民館長は主催者側） ・ 報償費で協力謝礼を支出 ・ 式典は市が行い、余興等は地域で行う ・ 卒寿者（満90歳）へ座布団授与 ・ 米寿者（数え88歳）県からの木杯伝達 ・ 金婚表彰 結婚50年を迎える夫婦に表彰と記念品 金婚記念品（夫婦カップ） 一組4,000円内 ・ 健康老人表彰 1年間国民健康保険を使わなかった者に表彰状と記念品授与	【概要】 （事業内容） ・ 町が主催し、地区公民館、婦人会の協力を得て、式典は町が行い、余興等は地域で行う ・ 式典内での褒賞 敬老年金証書及び敬老年金授与（新たに94歳、89歳、84歳になる方） 金婚者記念品（金杯： 1組1,500円）贈呈（結婚50年を迎える夫婦） ・ 敬老年金支給 84歳以上の人に受付で渡す。（欠席の人は窓口に取りにきてもらう） ・ 該当者全員に1,000円の町商品券 ・ 出席者に折詰、飲み物	【概要】 （事業内容） ・ 町主催 社会福祉協議会と婦人会が協力 ・ 婦人会が全対象者の家庭を回り出欠を取る。主席者の受付け、弁当配布等を行い、欠席者には長寿者名簿と記念のタオル配布 ・ 午前10時30分より式典、アトラクション ・ 90歳以上の高齢者に祝詞と記念品贈呈（町：1,300円相当、社会福祉協議会：3,000円相当）			
（実施方法） ・ 委託方式 委託先：校区婦人会又は地区社会福祉協議会	（実施方法） ・ 直営 協力：地区公民館、婦人会、自治会等	（実施方法） ・ 直営 協力：地区公民館、婦人会	（実施方法） ・ 直営 協力：婦人会・社会福祉協議会			
（対象者） ・ 9月1日現在、市内在住者で当年中に満75歳になる者並びに養護老人ホーム等に入所している者	（対象者） ・ 満75歳以上の高齢者	（対象者） ・ 数え年75歳以上の人	（対象者） ・ 数え年75歳以上(除く老人ホーム入所者)			
（実施日及び場所） ・ 9月15日（全校区） 小学校体育館又は地区公民館	（実施日及び場所） ・ 小学校区9か所 公民館・小学校体育館で実施 〔地区名〕 〔開催日〕 〔場 所〕 周布地区 4月中旬日曜日 周布小学校体育館 吉井地区 " 吉井小学校体育館 多賀地区 9月16日 多賀小学校体育館 壬生川地区 9月 8日 壬生川小学校体育館 国安地区 9月15日 国安小学校体育館 （ただし、1年おきに自治会ごとに各集会所で開催） 吉岡地区 9月15日 吉岡公民館 三芳地区 5月中旬日曜日 地域交流センター 楠河地区 " 楠河小学校体育館 庄内地区 9月15日 庄内小学校体育館	（実施日及び場所） ・ 小学校区6か所 公民館、小学校体育館で実施 〔地区名〕 〔開催日〕 〔場 所〕 丹原地区 4月26日 丹原小学校体育館 徳田地区 5月17日 徳田 " 田滝地区 4月25日 田滝 " 田野地区 5月15日 田野 " 中川地区 5月16日 中川 " 桜樹地区 4月23日 桜樹公民館	（実施場所・期日） ・ 小学校区で1箇所 1年ごとに実施時期の前後を交代 小松中央公民館 10月25日頃 農村環境改善センター 10月29日頃			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	公共施設使用料減免			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	障害者分科会
調 整 方 針	障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】 ・西条市公共施設使用料減免条例 【概要】 ・障害者等の社会参加を促進し、地域福祉の向上を図るため、公共施設の使用料を減免する。 【対象者】 6 5 歳以上の高齢者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障害者 母子世帯員及び父子世帯員 生活保護世帯員 、 に規定する者に付き添いを要する場合は、その付添者（ 1 名につき付添者 1 名） 2 名以上の団体で、その 2 分の 1 以上が 、 で規定する者で構成される団体 【対象施設】 ・市内 1 7 施設 市民会館、総合文化会館、サンライフひうち、勤労者体育センター、石鎚ふれあいの里、少年自然の家、中央公民館、こどもの国、生涯学習の館、総合体育館、ひうち球場、ひうち陸上競技場、運動公園、市民公園、西部公園、神戸公園、石井記念公園 【減免額】 ・対象者 ～ は全額 ・対象者 は半額 【利用実績】 ・平成14年度 延べ851人（外に付き添い128人） 減免額 162,200円		公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	西条市のみ、公共施設の使用料の減免を一括して規定している。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	障害者分科会
調 整 方 針	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・ 居宅においてねたきり等心身障害者（児）を常時介護している者に対し、介護手当を支給することにより、介護者及びねたきり等心身障害者（児）の福祉の増進を図る。 【定義】 ねたきり身体障害者（児） ・ 居宅において、身体の障害により、ねたきり状態が6か月以上継続しているか、若しくは、これから6か月以上継続すると見込まれる65歳未満の者であって、日常生活を営むにあたり、常時介護を必要とする者 ・ 居宅において、重度の知的障害により、多動、自傷行為等が頻繁にあり、常時介護を必要とする65歳未満の者 介護者 ・ ねたきり等心身障害者（児）と同居し、生計を同じくする者であって、現にねたきり等心身障害者の日常生活の介護にあたっている者 【支給要件】 ・ 市内に居住する介護者で、住民基本台帳に記載されている者、又は、外国人登録をしている者に支給する。 【手当の額】 ・ 月額 5,000円 【対象者】 ・ 平成14年度 42人	該当なし	該当なし	該当なし		西条市だけの制度である。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	重度障害者（児）タクシー利用助成事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	障害者分科会
調 整 方 針	重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・在宅の重度障害者（児）がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し、移動手段の確保を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進に寄与する。 【概要】 （事業の内容） ・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。 （協力機関） ・市内のタクシー会社、小松タクシー、舞城タクシー （対象者） ・身体障害者1級、2級（2級については、視覚、下肢、体幹並びに移動機能障害のみ） ・知的障害者（療育手帳A）施設に入所している者は除く 所得税非課税世帯 （助成額） ・乗車 1 回につき基本料金相当額で、助成券を年間 1 人につき12枚を交付する。 ・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。 （実績） 平成14年度 ・交付者数 220人 ・助成額 934,920円	【目的】 ・在宅の重度障害者（児）がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し、移動手段の確保を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進に寄与する。 【概要】 （事業の内容） ・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。 （協力機関） ・市内のタクシー会社 （対象者） ・身体障害者1、2級（2級については、視覚、下肢、体幹並びに移動機能障害のみ） ・知的障害者（療育手帳A）施設に入所している者は除く （助成額） ・乗車 1 回につき基本料金相当額で、助成券を年間 1 人につき24枚を交付する。 ・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。 （実績） 平成14年度 ・交付者数 211人 ・助成額 1,576,040円	該当なし	該当なし	西条市、東予市のみの制度である。 対象者及び助成額が異なる。	東予市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	障害者福祉関係	
事 務 事 業 名	障害者紙おむつ支給事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 障害者分科会
調 整 方 針	障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
【概要】 ・ 6 か月以上寝たきりの状態にある重度心身障害者（児）に紙おむつを支給し、日常生活の便宜を図るとともに介護者の負担を軽減する。 【対象者】 ・ 6 か月以上寝たきりで失禁状態にある者 					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	障害者福祉関係		
事 務 事 業 名	在宅心身障害者見舞金支給事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	障害者分科会
調 整 方 針	在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
該当なし		【概要】 ・在宅心身障害者又はその保護者に見舞金を支給し励ましと希望を与え、障害者福祉の増進を図る。 【対象者】 ・身体障害者1～3級 ・知的障害者 上記のいずれかで毎年10月末日現在において本市に引き続き1年以上居住する障害者又は保護者。 ただし、施設入所者は対象としない。 【見舞金の額】 ・毎年12月に10,000円を支給 【支給人数】 ・平成14年度 959人	該当なし	該当なし	東予市のみの制度である。	廃止の方向で検討する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目		障害者福祉関係					
事 務 事 業 名		重度心身障害者医療費助成事業		専 門 部 会 名		住民部会		分 科 会 名		国保分科会	
調 整 方 針		重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。									
事 務 事 業 の 現 況								課 題		具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町					
【対象者】 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者 IQ35 以下の療育手帳所持者 IQ50 までの療育手帳と身体障害者手帳所持者		【対象者】 県補助事業分 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者 IQ35 以下の療育手帳所持者 IQ50 までの療育手帳と身体障害者手帳所持者 市単独事業分 3 級の身体障害者手帳又は IQ50 までの療育手帳所持者で所得税非課税世帯の者		【対象者】 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者 IQ35 以下の療育手帳所持者 IQ50 までの療育手帳と身体障害者手帳所持者		【対象者】 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者 IQ35 以下の療育手帳所持者 IQ50 までの療育手帳と身体障害者手帳所持者		東予市のみ単独事業として、3 級の身体障害者手帳又はIQ50までの療育手帳所持者で所得税非課税世帯の者を対象として事業を実施している。		福祉施策の一環として、東予市の例により実施し、随時調整する。	
【助成額】 社会保険各法の規定に基づく一部負担額の 10 割 平成 14 年 4 月 1 日現在 受給資格者数 一般 489 人 老人 775 人 計 1,264 人 平成 13 年度助成件数 一般 9,969 件 老人 17,827 件 計 27,796 件 平成 13 年度助成金額 一般 108,714,634 円 老人 71,934,380 円 計 180,649,014 円 高額戻入金 40,385,697 円 県補助分 69,213,348 円		【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成 14 年 4 月 1 日現在 受給資格者数 (1・2 級)一般 304 人 老人 508 人 計 812 人 (3 級)一般 20 人 老人 63 人 計 83 人 平成 13 年度助成件数 (1・2 級)一般 9,334 件 老人 11,481 件 計 20,815 件 (3 級)一般 729 件 老人 1,698 件 計 2,427 件 平成 13 年度助成金額 (1・2 級)一般 60,838 千円 老人 35,287 千円 計 96,125 千円 (3 級)一般 2,793 千円 老人 4,651 千円 計 7,444 千円 高額戻入金 21,497,858 円 県補助分 37,737,222 円		【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成 14 年 4 月 1 日現在 受給資格者数 一般 131 人 老人 260 人 計 391 人 平成 13 年度助成件数 一般 3,502 件 老人 5,478 件 計 8,980 件 平成 13 年度助成金額 一般 32,185,407 円 老人 17,752,130 円 計 49,937,537 円 高額戻入金 14,631,035 円 県補助分 17,653,251 円		【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成 14 年 4 月 1 日現在 受給資格者数 一般 96 人 老人 177 人 計 273 人 平成 13 年度助成件数 一般 1,990 件 老人 3,429 件 計 5,419 件 平成 13 年度助成金額 一般 18,657,647 円 老人 11,969,150 円 計 30,626,797 円 高額戻入金 4,793,027 円 県補助分 12,916,885 円					
【財源内訳】 県 1/2 市 1/2		【財源内訳】 県補助事業分 県 1/2 市 1/2		【財源内訳】 県 1/2 町 1/2		【財源内訳】 県 1/2 町 1/2					
【H14 年度予算】 (県費補助事業) 171,106 千円 (扶助費のみ)		【H14 年度予算】 (県費補助事業) 100,000 千円 (扶助費のみ) (市単独事業) 9,000 千円 (扶助費のみ)		【H14 年度予算】 (県費補助事業) 55,441 千円 (扶助費のみ)		【H14 年度予算】 (県費補助事業) 35,000 千円 (扶助費のみ)					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	児童福祉関係		
事 務 事 業 名	放課後児童クラブ運営事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針	放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 【概要】 ・対象児童 小学校1年生から3年生（障害児については、6年生まで）で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童。 ・実施日 日曜日、祝祭日、お盆、年末年始、地方祭等がお休み 上記以外の日に実施 ・実施時間 学校授業日は放課後から午後5時まで 学校休業日は午前9時から午後5時まで ・実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 市内全校区(9校区)で実施、全登録児童数524名 大町 小学校内教室 86名 神拝 プレハブ園舎 117名 西条 プレハブ園舎 89名 玉津 プレハブ園舎 78名 飯岡 小学校内教室 32名 神戸 小学校内教室 52名 氷見 プレハブ園舎 41名 橘 プレハブ園舎 24名 禎瑞 プレハブ園舎 5名 参加児童率は40～50％程度 ・開設年度 平成7年度から1校区づつ開設 ・費用負担 無料 ・保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に市負担で加入 保険料1人あたり年額500円 【指導員】 ・身分は非常勤のパート職員 ・平成15年7月現在24名 幼稚園教諭・保育士等の有資格者 ・登録児童数により、各クラブ2名～4名配置 児童20人までは1指導員、超える場合は2指導員で対応するが、状況により3名で対応する場合もある。 ・障害児受入れは小6まで可能 現在1クラブで3名登録 障害児受入日は指導員1名加配	【目的】 ・遊びを通して児童の自立性、社会性の向上に寄与するとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。 【概要】 ・対象児童 小学校1年生から3年生（障害児については、6年生まで）で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童 ・実施日 日曜日、祝祭日、お盆(8月13日～16日)・年末年始、地方祭(2日間)等がお休み 上記以外の日に実施 ・実施時間 学校授業日は放課後から午後6時まで 学校休業日(土曜、長期休暇期間等)は午前8時30分から午後6時まで ・実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 市内全校区(9校区)で実施、全登録児童数235名 周布 小学校内教室 23名 吉井 小学校内教室 19名 多賀 プレハブ園舎 25名 壬生川 旧壬生川中央幼稚園舎 40名 国安 プレハブ園舎 35名 吉岡 西児童館 18名 三芳 地域交流センター 22名 楠河 小学校内教室 21名 庄内 プレハブ園舎 32名 参加児童率は70％以上 ・開設年度 壬生川は平成12年5月 他は平成14年4月 ・費用負担 登録児童1人につき、月額500円 ・保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に市負担で加入 保険料1人あたり年額500円 【指導員】 ・身分は非常勤のパート職員 ・平成15年7月現在25名 幼稚園教諭・保育士等有資格者 19名 その他 6名 ・登録児童数により、各クラブ2名～5名配置 参加児童15名までは1指導員、超える場合は2指導員で保育 ・別に障害児1名に対して1指導員を加配(6クラブに7名の障害児の登録あり)	該当なし 平成16年度から開設予定	【目的】 ・遊びを通して児童の自立性、社会性の向上に寄与するとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。 【概要】 ・対象児童 小学校1年生から3年生で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童 ・実施日 日曜日、祝祭日、お盆(8月13日～16日)・年末年始、地方祭（2日間）等がお休み 上記以外の日に実施 ・実施時間 学校授業日は放課後から午後5時まで 学校休業日（土曜日、長期休暇期間等）は午前8時30分から午後5時まで ・実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 町内全校区(2校区)で実施、全登録児童数110名 小松 小学校内空教室 56名 石根 小松町農村環境改善センター和室 54名 参加児童率は50～60％ ・開設年度 平成12年4月 ・費用負担 無料 ・保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に町負担で加入 保険料1人あたり年額500円 【指導員】 ・身分は常勤・非常勤のパート職員 ・平成15年7月現在8名 幼稚園教諭・保育士等有資格者 8名 ・各クラブ3名配置。	対象児童、実施時間、費用負担、指導員の配置基準に違いがある。	対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目		児童福祉関係		
事 務 事 業 名		保育所の保育料		専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針		保育所の保育料については、国の徴収基準額を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。						
		事 務 事 業 の 現 況						具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		
[西条市保育所設置及び管理条例] 第4条 保育所の運営・管理その他この条例に定めるもののほか必要事項は、別に市長が定める。 [西条市保育所入所児童の保護者負担金徴収規則] (保育料) 第2条 保育料は、別表により算定した額とする。		[東予市保育所設置及び管理条例] (費用の決定) 第6条 法(児童福祉法)第56条第1項の規定に基づき徴収すべき費用の額は、市長が別に定める。 [東予市保育所設置及び管理条例施行規則] (保育料) 第6条 条例第6条に規定する費用(以下「保育料」という。)の額は、その児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢区分によって別表第2及び別表第3のとおりとする。		[丹原町保育所設置及び管理条例] (費用の決定) 第6条 法(児童福祉法)第56条第1項の規定に基づき徴収すべき費用の額は、国の定める徴収基準額に準拠して町長が定める。 [丹原町保育所設置及び管理条例施行規則] (費用) 第6条 条例第6条に規定する費用(以下「保育料」という。)の額は、その児童の属する世帯の階層及び児童の年齢区分によって別表第2のとおりとする。 2 , 3 (省略) 別表第2の要約(以下のとおり)		[小松町保育所設置及び管理条例] 第4条 保育所の運営管理その他この条例に定めるもののほか、必要事項は、別に町長が定める。 [保育料徴収規則] 児童福祉法第56条第3項の規定による当該年度保育料徴収基準額は、別表に定めるとおりとする。		国の徴収基準額を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。
別表の要約(以下のとおり) 【平成14年度保育料徴収基準額】 階層A 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円) 階層B 定義：市民税非課税世帯 (3歳未満児 5,400円・3歳児 4,600円・4歳以上児 4,600円) 階層C1 定義：市民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児14,800円・3歳児11,000円・4歳以上児11,000円) 階層C2 定義：市民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児18,400円・3歳児15,000円・4歳以上児15,000円) 階層D1 定義：所得税課税額が14,000円未満の世帯 (3歳未満児21,800円・3歳児18,200円・4歳以上児18,200円) 階層D2 定義：所得税課税額が14,000円以上 40,000円未満の世帯 (3歳未満児25,800円・3歳児22,000円・4歳以上児22,000円) 階層D3 定義：所得税課税額が40,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児30,000円・3歳児26,000円・4歳以上児24,000円) 階層D4 定義：所得税課税額が64,000円以上 103,000円未満の世帯 (3歳未満児39,000円・3歳児27,800円・4歳以上児25,600円) 階層D5 定義：所得税課税額が103,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児44,400円・3歳児30,000円・4歳以上児28,000円) 階層D6 定義：所得税課税額が160,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児48,000円・3歳児33,000円・4歳以上児29,600円)		別表第2及び別表第3の要約(以下のとおり) 【平成14年度保育料徴収基準額】 階層A 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円) 階層B 定義：市民税非課税世帯 (3歳未満児 6,000円・3歳児 4,500円・4歳以上児 4,500円) 階層C1 定義：市民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,200円・3歳児12,000円・4歳以上児12,000円) 階層C2 定義：市民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児16,000円・3歳児13,000円・4歳以上児13,000円) 階層D1 定義：所得税課税額が30,000円未満の世帯 (3歳未満児21,000円・3歳児17,400円・4歳以上児17,400円) 階層D2 定義：所得税課税額が30,000円以上 45,000円未満の世帯 (3歳未満児24,400円・3歳児20,800円・4歳以上児20,800円) 階層D3 定義：所得税課税額が45,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児27,200円・3歳児22,800円・4歳以上児22,800円) 階層D4 定義：所得税課税額が64,000円以上 100,000円未満の世帯 (3歳未満児33,400円・3歳児29,200円・4歳以上児26,000円) 階層D5 定義：所得税課税額が100,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児38,000円・3歳児32,000円・4歳以上児27,000円) 階層D6 定義：所得税課税額が160,000円以上 220,000円未満の世帯 (3歳未満児42,500円・3歳児33,000円・4歳以上児28,000円) 階層D7 定義：所得税課税額が220,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児48,000円・3歳児34,000円・4歳以上児29,000円)		【平成14年度保育料徴収基準額】 階層A 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円) 階層B 定義：町民税非課税世帯 (3歳未満児 8,000円・3歳児 5,900円・4歳以上児 5,500円) 階層C1 定義：町民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,500円・3歳児13,200円・4歳以上児13,200円) 階層C2 定義：町民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児17,600円・3歳児14,800円・4歳以上児14,800円) 階層D1 定義：所得税課税額が10,000円未満の世帯 (3歳未満児22,600円・3歳児20,000円・4歳以上児18,600円) 階層D2 定義：所得税課税額が10,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児25,100円・3歳児23,200円・4歳以上児21,500円) 階層D3 定義：所得税課税額が64,000円以上 100,000円未満の世帯 (3歳未満児30,600円・3歳児26,800円・4歳以上児26,800円) 階層D4 定義：所得税課税額が100,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児37,200円・3歳児31,800円・4歳以上児28,600円) 階層D5 定義：所得税課税額が160,000円以上 240,000円未満の世帯 (3歳未満児44,800円・3歳児33,800円・4歳以上児29,800円) 階層D6 定義：所得税課税額が240,000円以上 320,000円未満の世帯 (3歳未満児50,000円・3歳児35,000円・4歳以上児31,600円) 階層D7 定義：所得税課税額が320,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児55,000円・3歳児35,800円・4歳以上児32,000円) 階層D8 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児56,000円・3歳児36,200円・4歳以上児32,400円) (次ページに続く)		別表の要約(以下のとおり) 【平成14年度保育料徴収基準額】 階層A 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円) 階層B 定義：町民税非課税世帯 (3歳未満児 7,800円・3歳児 6,000円・4歳以上児 6,000円) 階層C1 定義：町民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,400円・3歳児13,600円・4歳以上児13,600円) 階層C2 定義：町民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児17,800円・3歳児15,000円・4歳以上児15,000円) 階層D1 定義：所得税課税額が17,000円未満の世帯 (3歳未満児23,400円・3歳児19,200円・4歳以上児19,200円) 階層D2 定義：所得税課税額が17,000円以上 30,000円未満の世帯 (3歳未満児29,600円・3歳児23,800円・4歳以上児23,800円) 階層D3 定義：所得税課税額が30,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児30,000円・3歳児27,000円・4歳以上児27,000円) 階層D4 定義：所得税課税額が64,000円以上 80,000円未満の世帯 (3歳未満児33,200円・3歳児27,600円・4歳以上児27,600円) 階層D5 定義：所得税課税額が80,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児44,400円・3歳児33,200円・4歳以上児29,800円) 階層D6 定義：所得税課税額が160,000円以上 200,000円未満の世帯 (3歳未満児47,800円・3歳児35,200円・4歳以上児30,200円) 階層D7 定義：所得税課税額が200,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児56,800円・3歳児36,600円・4歳以上児30,400円) 階層D8 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児57,800円・3歳児36,800円・4歳以上児30,600円) (次ページに続く)		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目		児童福祉関係		
事 務 事 業 名		保育所の保育料		専 門 部 会 名		福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針								
事 務 事 業 の 現 況								具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町		
(続き) 上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。 上記のD1階層からD7階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合は、次の規定は適用しない。 1. 所得税法第92条第1項, 第95条第1, 第2項及び第3項 2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条 B階層からD7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合においては、年齢の低い児童に第2子の半額徴収を適用する。 第3子以降については、無料とする。 B階層と認定された世帯であっても、「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、無料とする。 [平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表]（別紙）		(続き) 上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。 上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。 1. 所得税法第92条第1項, 第95条第1項, 第2項及び第3項 2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条 B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD3階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が1/2、その他が1/10になる。D4階層からD8階層までの場合は、最も高い児童が満額、次に高い児童が1/2、その他が1/10になる。 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。 B 階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,200円・3歳以上児11,000円 C2階層...3歳未満児15,000円・3歳以上児12,000円 [平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表]（別紙）		(続き) 上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。 上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。 1. 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条 B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD2階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が半額、その他は無料。D3階層からD8階層までの場合は、最も徴収金額の高い児童が満額、次に高い児童が半額、その他は無料。 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。 B 階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,500円・3歳以上児12,200円 C2階層...3歳未満児16,600円・3歳以上児13,800円 [平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表]（別紙）		(続き) 上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。 上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。 1. 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項 3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条 B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD3階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が1/2、その他が1/10になる。D4階層からD8階層までの場合は、最も高い児童が満額、次に高い児童が1/2、その他が1/10になる。 「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。 B 階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,400円・3歳以上児12,600円 C2階層...3歳未満児16,800円・3歳以上児14,000円 [平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表]（別紙）		

(別紙)

平成 14 年度保育料徴収基準・2 市 2 町比較表

(単位：円)

階層区分・定義等		国徴収基準額	3 歳未満児				3 歳以上児																																										
		上段:3 歳未満児					3 歳児				4 歳以上児																																						
		下段:3 歳以上児	西条市	東予市	丹原町	小松町	西条市	東予市	丹原町	小松町	西条市	東予市	丹原町	小松町																																			
生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																			
市民税非課税世帯	母子世帯等以外	9,000	5,400	6,000	8,000	7,800	4,600	4,500	5,900	6,000	4,600	4,500	5,500	6,000																																			
	母子世帯等	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																			
市民税均等割課税世帯	母子世帯等以外	19,500	14,800	15,200	15,500	15,400	11,000	12,000	13,200	13,600	11,000	12,000	13,200	13,600																																			
	母子世帯等			14,200	14,500	14,400		11,000	12,200	12,600		11,000	12,200	12,600																																			
市民税所得割課税世帯	母子世帯等以外	16,500	18,400	16,000	17,600	17,800	15,000	13,000	14,800	15,000	15,000	13,000	14,800	15,000																																			
	母子世帯等			15,000	16,600	16,800		12,000	13,800	14,000		12,000	13,800	14,000																																			
所得税 10,000 未満		30,000	21,800	21,000	22,600	23,400	18,200	17,400	20,000	19,200	18,200	17,400	18,600	19,200																																			
" 10,000 以上～ 14,000 未満					25,800				25,100				29,600		22,000	23,200	23,800	22,000	21,500	23,800																													
" 14,000 以上～ 17,000 未満			30,000			24,400	30,000			20,800	27,000			20,800							27,000																												
" 17,000 以上～ 30,000 未満				27,200	22,800			26,000	22,800			24,000	22,800		27,000																																		
" 30,000 以上～ 40,000 未満			44,500			39,000	30,600			33,200	27,800			29,200		26,800	27,600	25,600	26,000	26,800	27,600																												
" 40,000 以上～ 45,000 未満				41,500	38,000			37,200	44,400			30,000	32,000		31,800							33,200	28,000	27,000	28,600	29,800																							
" 45,000 以上～ 64,000 未満			61,000			48,000	42,500			44,800	47,800			33,000		33,000	33,800	29,600	28,000	29,800	30,200																												
" 64,000 以上～ 80,000 未満		58,000		48,000	50,000			56,800	34,000			35,000	36,600		29,000							31,600	30,400																										
" 80,000 以上～100,000 未満																								55,000																									
" 100,000 以上～103,000 未満							52,000			50,000	56,000					57,800	34,000		35,000	36,200	36,800													30,000	30,000	32,400	30,600												
" 103,000 以上～160,000 未満																																						77,000											
" 160,000 以上～200,000 未満																																																	
" 200,000 以上～220,000 未満																																																	
" 220,000 以上～240,000 未満																																																	
" 240,000 以上～302,000 未満																																																	
" 302,000 以上～320,000 未満																																																	
" 320,000 以上～408,000 未満																																																	
" 408,000 以上																																																	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	児童福祉関係		
事 務 事 業 名	一時保育促進事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針	一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・保護者の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応するため、一時的な保育を実施し、児童の福祉の増進を図る。また、一時保育を実施する私立保育園に対して助成を行う。 【概要】 ・実施保育所 私立神拝保育園　一時保育専用の保育室あり ・実施日 保育園の開園日とし、原則として週3日の利用 ・保育時間 月～金曜日　8:30　～　16:00 土曜日　　　8:30　～　12:00 ・対象児童 市内に住所を有し、現在、保育所、幼稚園に通所していない就学前の児童 1日の利用人員は、概ね10名程度 ・利用料金 一律に　2,000円／日（給食費含む） ・利用件数 平成13年度　2,278件（月平均190件） 平成14年度　1,544件（月平均129件） ・県補助の状況 基準額＝延べ利用児童数× 1,800円→4時間を超える利用の場合 900円→4時間以下の利用の場合 負担割合　国：1/3、県：1/3、市：1/3 補助基準額 平成13年度実績　3,300,000円（私立1） 平成14年度実績　3,291,900円（私立1） 平成15年度予算　3,366,000円（私立1） 【私立保育園への助成】 ・「西条市特別保育事業費補助金交付要綱」により「愛媛県特別保育事業費等補助金交付要綱」の基準額を市補助金で助成。	【目的】 ・専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応するため、一時的な保育を実施する。また、一時保育を実施する私立保育園に対して助成を行う。 【概要】 ・実施保育所 公立河北保育所及び私立花園保育園　一時保育専用の保育室あり ・実施日 保育園の開園日 ・保育時間（通常の保育時間内） 月～金曜日　7:30　～　17:30 土曜日　　　7:30　～　12:30 ・対象児童 市内に住所を有し、現在、保育所、幼稚園に通所していない就学前の児童 ・利用料金 1,500円／日（生活保護世帯は無料） ・利用件数 公立河北保育所 平成13年度　580件（月平均48件） 平成14年度　858件（月平均72件） 私立花園保育園 平成14年度　443件（月平均37件） ・県補助の状況 基準額＝延べ利用児童数× 1,800円→4時間を超える利用の場合 900円→4時間以下の利用の場合 負担割合　国：1/3、県：1/3、市：1/3 補助基準額 平成13年度実績　　900,000円（公立1） 平成14年度実績　2,079,900円(公立1、私立1) 平成15年度予算　2,310,000円(公立1、私立1) 【私立保育園への助成】 ・「東予市延長保育促進事業費等補助金交付規程」により「愛媛県特別保育事業費等補助金交付要綱」の基準額を市補助金で助成。	該当なし	該当なし	西条市と東予市のみ事業を実施している。公立保育所は東予市のみが実施している。保育時間に違いがある。	公立保育所での実施については、現行のとおりとする。私立保育所での実施については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	児童福祉関係		
事 務 事 業 名	延長保育促進事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針	延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・保護者の利便の向上を図るため、私立保育園で実施している通常の保育時間を超えた延長保育に対して助成を行う。 【概要】 実施保育所 私立飯岡保育園と私立西条保育所の2箇所を実施 実施内容 飯岡保育園 11時間開所 月～土曜日 7:00 ～ 18:00 延長保育 1時間 利用料金 月額2,500円 母子世帯は無料 市民税非課税世帯は1,500円 平均利用児童数7～8人程度。 西条保育所 11時間開所 月～土曜日 7:20 ～ 18:20 延長保育 夜1時間 利用料金 2,500円 母子世帯は無料 市民税非課税世帯は1,000円 平均利用児童数1人 県補助の状況 ・補助基準額 = 延長保育分+減免加算分 ・負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4 ・補助基準額の状況 平成13年度実績 3,300,000円（私立2） 平成14年度実績 1,226,900円（私立2） 平成15年度予算 1,772,000円（私立2） ・私立保育園へは基準額を補助金で助成	【目的】 ・保護者の利便の向上を図るため、私立保育園で実施している通常の保育時間を超えた延長保育に対して助成を行う。 【概要】 実施保育所 私立富士保育園 実施内容 富士保育園 11時間開所 7:30～18:30 延長保育 1時間、利用料金 月額2,500円 平均利用児童数6～7人程度 県補助の状況 ・補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円） +延長保育分（H15年度単価：1,212,000円） +減免加算分 ・負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4 ・補助基準額の状況 平成13年度実績 5,791,200円（私立1） 平成14年度実績 5,766,800円（私立1） 平成15年度予算 5,858,400円（私立1） ・私立保育園へは基準額を補助金で助成	【目的】 ・保護者の利便の向上を図るため、公立保育所及び私立保育園で実施する通常の保育時間を超えた延長保育に対して必要な予算措置を行う。 【概要】 実施保育所 公立丹原保育所、私立中川さくら保育園 実施内容 丹原保育所 11時間開所 7:15～18:15 延長保育 30分 利用料金 月額2,500円 生活保護世帯は無料 町民税非課税母子世帯は1,000円 平均利用児童数 7人程度 中川さくら保育園 11時間開所 7:30～18:30 延長保育 1時間 利用料金 月額2,500円 生活保護世帯は無料 町民税非課税母子世帯は1,000円 平均利用児童数 6人程度 県補助の状況 ・補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円） +延長保育分（H15年度単価：1,212,000円） +減免加算分 ・負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4 ・補助基準額の状況 平成13年度実績 3,210,000円（私立1） 平成14年度実績 10,350,600円（公立1、私立1） 平成15年度予算 10,744,200円（公立1私立1） ・私立保育園へは基準額を補助金で助成	【目的】 ・保護者の就労などにより、延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便を図るとともに児童の福祉の増進を図る。 【概要】 実施保育所 公立小松東保育所、公立小松西保育所 実施内容 小松東保育所、小松西保育所 11時間開所 7:00～18:00 延長保育 1時間 利用料金 月額3,000円 減免世帯は1,000円 平均利用児童数 6～9人程度 0歳児は預からない。 県補助の状況 ・補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円） +延長保育分（H15年度単価：1,212,000円） +減免加算分 ・負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4 ・補助基準額の状況 平成13年度実績 5,215,200円（公立1） 平成14年度実績 11,481,600円（公立2） 平成15年度予算 11,572,800円（公立2）	2市2町で事業は実施しているが、公立保育所は、丹原町、小松町のみが実施している。 利用料金、延長時間に違いがある。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	児童福祉関係		
事 務 事 業 名	乳幼児医療費助成事業		専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	国保分科会
調 整 方 針	乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【助成金】 通院保険給付（ 3 歳の誕生日の属する月の月末まで） 入院保険給付〔 6 歳に達する日以降の最初の 3 月末日〕 まで 一部負担金相当額 10 割	【助成金】 通院保険給付（ 3 歳の誕生日の属する月の月末まで） 入院保険給付〔 6 歳に達する日以降の最初の 3 月末日〕 まで 一部負担金相当額 10 割 市単独事業分として、通院対象を 1 歳延長し、4 歳に達した日の月末まで助成。	【助成金】 通院保険給付（ 3 歳の誕生日の属する月の月末まで） 入院保険給付〔 6 歳に達する日以降の最初の 3 月末日〕 まで 一部負担金相当額 10 割	【助成金】 通院保険給付（ 3 歳の誕生日の属する月の月末まで） 入院保険給付〔 6 歳に達する日以降の最初の 3 月末日〕 まで 一部負担金相当額 10 割	東予市のみ単独事業として、通院保険給付の対象を 1 歳延長し事業を実施している。	少子化対策、子育て支援策の一環として、東予市の例により実施し、随時調整する。	
【概要】 （県費補助事業） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 1,862 人 （4 月 1 日現在：修学前含む 4,355 人） 平成 13 年度助成件数 34,851 件 平成 13 年度助成金額 98,594,983 円	【概要】 （県費補助事業） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 860 人 （4 月 1 日現在：修学前含む 1,775 人） 平成 13 年度助成件数 13,023 件 平成 13 年度助成金額 36,565,041 円 （市単独事業分） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 297 人 平成 13 年度助成件数 2,843 件 平成 13 年度助成金額 6,684,030 円	【概要】 （県費補助事業） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 245 人 （4 月 1 日現在：修学前含む 688 人） 平成 13 年度助成件数 4,449 件 平成 13 年度助成金額 13,651,637 円	【概要】 （県費補助事業） 平成 14 年 3 月 1 日現在受給資格者 229 人 （4 月 1 日現在：修学前含む 458 人） 平成 13 年度助成件数 3,710 件 平成 13 年度助成金額 11,632,180 円			
【財源内訳】 県 1/2 市 1/2	【財源内訳】 県補助事業分 県 1/2 市 1/2	【財源内訳】 県 1/2 町 1/2	【財源内訳】 県 1/2 町 1/2			
【H14 年度予算】 （県費補助事業） 113,454 千円（扶助費のみ）	【H14 年度予算】 （県費補助事業） 35,000 千円（扶助費のみ） （市単独事業） 10,000 千円（扶助費のみ）	【H14 年度予算】 （県費補助事業） 15,260 千円（扶助費のみ）	【H14 年度予算】 （県費補助事業） 12,800 千円（扶助費のみ）			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	母子福祉関係		
事 務 事 業 名	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会児童分科会
調 整 方 針	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 - 母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度 【事業実施主体】 - 西条市社会福祉協議会 【貸付限度額】 1 件30,000円 【利率】 - 無利子 【返済期限】 - 貸付翌月から10か月 【保証人】 1 名 【財源等】 - 財源 県基金借入金 400,000円 市一般財源 400,000円 総額 800,000円 - 年度当初に委託先の市社会福祉協議会へ総額を貸付け、年度末に残額と償還額を返済してもらう。 - 貸付償還事務等の実質的な事業運営は、市社会福祉協議会が行う。 【年間貸付件数】 - 平成13年度 1件 - 平成14年度 2件	【目的】 - 母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度 【事業実施主体】 - 東予市母子寡婦福祉連合会地区会 【貸付限度額】 1 件30,000円 【利率】 - 無利子 【返済期限】 1 年 【保証人】 2 名 【財源等】 - 財源 県基金借入金 700,000円 市基金 700,000円 総額 1,400,000円 - 財源総額を東予市母子寡婦福祉連合会地区会に配分 - 相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉連合会地区会が行う。 【年間貸付件数】 - 平成13年度 13件 - 平成14年度 9件	【目的】 - 母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度 【事業実施主体】 - 丹原町母子寡婦福祉会 【貸付限度額】 1 件50,000円 【利率】 - 無利子 【返済期限】 - 当該年度の2月末日 【保証人】 - なし 【財源等】 - 財源 県基金借入金 200,000円 町一般財源 200,000円 総額 400,000円 - 財源総額を丹原町母子寡婦福祉会に配分 - 相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉会が行う。 【年間貸付件数】 - 平成13年度 0件 - 平成14年度 8件	【目的】 - 母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度 【事業実施主体】 - 小松町母子寡婦福祉会 【貸付限度額】 1 件50,000円 【利率】 - 無利子 【返済期限】 1 年、ただし当該年度の3月までに償還 【保証人】 - なし 【財源等】 - 財源 県基金借入金 300,000円 町一般財源 300,000円 総額 600,000円 - 財源総額を小松町母子寡婦福祉会に配分 - 相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉会が行う。 【年間貸付件数】 - 平成13年度 18件 - 平成14年度 10件	事業実施主体、貸付限度額、返済期限、保証人、財源に違いがある。	丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	母子福祉関係		
事 務 事 業 名	母子家庭等児童入学支援金支給事業			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	社会福祉分科会
調 整 方 針	母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・母子家庭等の児童のうち、あらたに小学校及び中学校に入学する児童について、新入学児童祝金を支給することにより、児童福祉の増進を図る。 【概要】 支給条件 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父が死亡した児童 ・父の生死が明らかでない児童 ・その他市長が認める者 ・母がいなか母が監護していない場合、母以外の者が養育している児童 祝金の金額 ・小学校入学 6,000円 ・中学校入学 5,000円 【支給状況】 ・平成13年度 小学校43件、中学校47件 ・平成14年度 小学校62件、中学校45件	該当なし	該当なし	該当なし	西条市だけの制度である。	新市移行後速やかに西条市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	その他福祉関係		
事 務 事 業 名	婦人相談・保護に関すること			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会
調 整 方 針	婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【目的】 ・売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 【概要】 ・婦人相談員 1 名を雇用 ・相談件数 平成14年度 226件 主訴別（経済問題128件、夫婦・男女問題40件、親族問題33件、住居問題8件外） 取扱別（助言指導のみ194件、福祉事務所へ移送12件、その他関係機関へ移送2件外） ・近年、DV被害の増加により施設等への移送が増えた。 平成13年度 8件 平成14年度 14件	該当なし	該当なし	該当なし	西条市のみ婦人相談員を設置している。。	西条市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細 項 目	その他福祉関係	
事 務 事 業 名	災害見舞金支給事業（単独事業）		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 福祉分科会
調 整 方 針	災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。				
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
【目的】 ・自然災害又は火災により死亡した遺族、あるいは全壊・半壊した被災世帯の世帯主に対して見舞金を支給することを目的とする。 【概要】 対象災害 自然災害又は火災等により自らの居住のために使用している建物が被害を受けた災害 受給者 死亡した場合はその者の親族、住居を全壊又は半壊した場合はその世帯の世帯主 見舞金額 死亡者は10万円/人 全壊 世帯員1人は1万円 世帯員2人以上は2万円 半壊 全壊の場合の半額 支給制限（以下の場合は支給しない） ・故意、重大な過失 ・災害弔慰金支給該当者 ・死亡に関し、業務に従事していたことにより支給される給付金等が支給される場合 ・被災者が別に「補償」を受ける場合 ・特に市長が支給を不適当と認めた場合 災害の確認 消防本部から情報確認を受ける。 ・災害名、発生日時、発生場所、被害内容（建物構造、面積、被害面積、被害内容（程度等））、被害世帯の状況 ・死亡の場合には、死亡年月日・状況、親族等の状況 近年の実績 平成13年度：3件 平成14年度：8件	該当なし	【目的】 ・災害により死亡した遺族、あるいは全壊・半壊・住居に損害を受けた世帯主に対して見舞金の支給を行う。 【概要】 対象災害 災害により死亡、また自らの居住のために使用している建物が被害を受けた場合 受給者 死亡した場合はその者の親族、住居を全壊・半壊・損害を受けた場合はその世帯の世帯主 見舞金額 死亡者は30万円/人 全壊 世帯員1人は20万円 世帯員2人以上は24万円 半壊 世帯員が1人は10万円 世帯員が2人以上は12万円 その他 土砂の堆積による一時的居住不能、又は床上浸水による家財の著しい損害・住居の損害、その他特に町長が認める損害のときは、住居半壊の2分の1の金額 支給制限（以下の場合は支給しない） ・故意、重大な過失 ・災害弔慰金支給該当者 ・被災者生活再建支援金受給者 ・被災者が別に「補償」を受ける場合 ・特に町長が支給を不適当と認めた場合 支給方法 町が必要な調査を行い、親族又は世帯主に対し必要な報告又は書類の提出を求める。	該当なし	西条市、丹原町のみの制度である。 丹原町の制度は、平成11年度に町内で発生した災害時の援助措置として制度を制定したものである。	西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細 項 目	その他福祉関係		
事 務 事 業 名	戦没者追悼式等（慰霊祭）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会
調 整 方 針	戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。						
事 務 事 業 の 現 況						課 題	具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 ・戦没者、消防・警察殉職者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 【名称】 ・西条市合同慰霊祭 【概要】 ・毎年5月に西条市総合文化会館大ホールで開催 ・無宗教 献花方式 ・参列者 遺族約650人、来賓約130人、職員約20人 合計約800人 ・参加者全員に饅頭・記念品（タオル）約900人分 【関係団体】 ・愛媛県遺族会西条市支部 遺族会関係者には、西条市支部の各校区支部から案内状のはがきを遺族の方に配布してもらい、これに対し市全体で20,000円程度委託料を支出している。		【目的】 ・戦没者に対する追悼の意と、恒久平和の確立に努力する決意を表す。 【名称】 ・東予市戦没者追悼式 【概要】 ・毎年10月上旬（平日）に、中央公民館大ホールで開催 ・無宗教 献花方式。 ・参列者 遺族約250人、来賓約100人、主催者側（職員を含む）約30人 合計約380人 ・記念品として、遺族全員（柱数1314柱）にろうそく、来賓にタオルを配布 【関係団体】 ・愛媛県遺族会東予市支部 遺族関係者の動員については、愛媛県遺族会東予市支部へ一任している。	【目的】 ・戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を意する。 【名称】 ・丹原町戦没者追悼式 【概要】 ・毎年10月上旬に丹原町文化会館で開催 ・無宗教 献花方式 ・参列者 遺族約230人、来賓約60人、職員約15人 合計約305人 ・遺族に饅頭 約510人分（柱数分） 【関係団体】 ・周桑郡遺族会 県遺族会に対し周桑支部として登録し、各種行事参加を行っている。	【目的】 ・戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を意する。 【名称】 ・小松町戦没者追悼式 【概要】 ・毎年10月下旬に小松町中央公民館で開催 ・無宗教 献花方式 ・参列者 遺族約130人、来賓約30人、職員約10人 合計約170人 ・参列者全員に饅頭（約170人分）		慰霊祭の実施日が異なっている。 西条市では、警察、消防の殉職者も含めている。 遺族会の会員数も増加し、会場の問題が生じる。	新市では消防も単独消防となると考えられるので、西条市の例にならない合同慰霊祭とする。参列する遺族については会場の規模により検討する。実施する日時、場所については新市移行後速やかに調整する。

先 例 地 の 事 例

〔周南市〕

- （１）心身障害児母子通園訓練事業：現行のまま新市に引き継ぐ。
- （２）福祉タクシー：徳山市、新南陽市の例により調整する。
- （３）重度心身障害児(者)福祉手当：新南陽市の例により調整する。
- （４）重度心身障害者医療制度：徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- （５）生きがい活動支援通所（老人デイサービス）：徳山市、新南陽市の例により調整する。
- （６）軽度生活援助(老人ホームヘルプサービス)：新南陽市の例により調整する。
- （７）生活管理指導短期宿泊(老人ショートステイ)：徳山市の例により調整する。
- （８）配食サービス：利用料金については食材費実費相当分とするが、配食回数、配食時期と合わせて新市に移行後、速やかに調整する。
- （９）紙オムツ給付：徳山市の例により調整する。
- （１０）緊急通報装置：新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- （１１）敬老祝金：新南陽市の例により調整する。ただし、支給額については、新市に移行後、速やかに調整する。
- （１２）ねたきり老人等介護見舞金：新市に移行後、速やかに調整する。
- （１３）保育料：新南陽市の例により調整する。ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。
- （１４）児童クラブ：新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、保育料は、２，０００円とする。
- （１５）乳幼児医療：新南陽市、鹿野町の例により調整する。
- （１６）母子家庭等就学・就職支度金：徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- （１７）遺児福祉手当：遺児福祉手当と交通遺児手当を併せて新制度として整理する。
- （１８）母子・父子医療：徳山市の例により調整する。
- （１９）寡婦医療：新市に移行後、速やかに調整する。
- （２０）小災害り災者援護：徳山市の例により調整する。

〔東かがわ市〕

各種福祉制度の取扱いについては、次のとおり調整する。

- １ 国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。
- ２ 地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し、新たな制度により実施する。
- ３ 身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、実施する。
- ４ 敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。
- ５ 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。
- ６ 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。
- ７ 出生祝金については、３つの区分により祝金を支給する。
- ８ １町または２町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する

〔宇摩合併協議会〕

高齢者福祉関係

国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。

市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。

高齢者年金については、合併後、当面の間は満年齢 80 歳以上の方に年額 8,000 円を支給する。ただし、高齢化社会の進展及び介護保険制度の普及等に対応し、随時制度を見直し、一律的な支給形態から焦点を絞った福祉サービスへと移行するものとする。

敬老会については、合併年度は現行のとおり実施する。ただし、対象者は 75 歳以上とする。次年度以降、運営方法や表彰対象者、記念品等の統一を図るものとする。

障害者福祉関係

国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。

市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(保健関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い	細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	保健関係事業	専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
項 目	調 整 方 針				
健康教育（母子保健）	1 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 2 離乳食講習会については、4 か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P . 3 1 参照）				
健康診査（母子保健）	1 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。 2 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期(5 ～ 6 か月)、後期(9 ～ 1 0 か月)とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 4 1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 2 , 3 3 参照）				
健康相談（母子保健）	乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月 1 回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（ P . 3 4 参照）				
健康教育（老成人保健）	1 集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。 2 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P . 3 5 ～ 4 2 参照）				
健康診査（老成人保健）	健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（ P . 4 3 ～ 4 8 参照）				
健康相談（老成人保健）	1 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。 2 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。 調整方針説明資料（ P . 4 9 ～ 5 3 参照）				
予防接種	予防接種については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（ P . 5 4 , 5 5 参照）				
保健センターの管理運営	現行のまま 4 保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。 調整方針説明資料（ P . 5 6 参照）				
中川診療所	中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（ P . 5 7 参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い		細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	健康教育（母子保健）		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	1 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 2 離乳食講習会については、4 か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 母親・両親学級 【対象】 ・初妊婦とその夫 【内容】 ・1 回目 オリエンテーション、お友達になろう、妊娠中の栄養、調理実習と試食 ・2 回目 お産の経過と産後の注意、ビデオ学習「出産」、歯を大切に ・3 回目 両親学級 赤ちゃんの育て方、お風呂の入れ方、妊娠中の過ごし方、妊婦体験 ・4 回目 リクエストにお答えします、先輩ママとの交流会、お友達になろう 【実施回数】 ・1 コース4回で年4回 【対象数】 ・初妊婦 296人 【参加数】 ・妊婦 （実）111人 （延）472人 ・夫 （実）90人 （延）90人	1 プレママ・プレパパクラス 【対象】 ・初妊婦とその夫 【内容】 ・1 回目：妊娠中の過ごし方、妊婦体操、妊娠中の栄養 ・2 回目：お産の進み方と補助動作、産後の過ごし方 ・3 回目：赤ちゃんの育て方、おふろの入れ方 【実施回数】 ・1コース3回で年間6回（奇数月） 【対象数】 ・112人 【参加数】 ・妊婦 （実）69人 （延）145人 ・夫 （実）12人 （延）15人	1 両親学級 【対象】 ・妊婦とその夫 【内容】 ・1 回目：妊娠中の生活、妊娠中の栄養（調理実習及び試食）、アンケート ・2 回目：出産経過 ・3 回目：歯の健康、育児、アンケート ・4 回目：産後の生活、育児、アンケート 【実施回数】 ・1コース4回で年間3回（6・10・2月） 【対象数】 ・87人 【参加数】 ・妊婦 （実）24人 （延）77人 ・夫 （実）12人 （延）12人	1 両親学級 【対象】 ・妊婦とその夫 【内容】 ・1 回目：前々回の学級参加者との交流会と調理実習 ・2 回目：保育士講話と沐浴実習妊婦体験（H14年度より） 【実施回数】 ・1コース2回で年間3回 【対象数】 ・81組 【参加数】 ・妊婦(実)18人 (延)22人 ・夫 (実)10人 (延)10人	対象、内容、回数に違いがある。	対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。	
2 離乳食講習会 【対象】 ・4～6 か月前後の乳児と母親 【内容】 ・離乳食初期指導、離乳のすすめ方、試食、個別指導 【実施回数】 ・母親学級4回目に併設 年4回 【対象数】 ・76人 【参加数】 ・実63人 延63人	2 離乳食講習会 【対象】 ・4 か月児の母親・7 か月児の母親 【内容】 ・4 か月児健診 離乳食前期の進め方及び試食 ・7 か月児相談会 離乳食中・後期・完了期と試食 【実施回数】 ・毎月1回 4か月児健診、7 か月児相談会に併せる 【対象数】 ・4 か月児 299人 ・7 か月児 281人 【参加数】 ・4 か月児 282人 ・7 か月児 281人	2 離乳食講習会 【対象】 ・4 か月児及び7 か月児の母親 【内容】 ・離乳食の進め方及び料理方法の説明、試食 【実施回数】 ・毎月1回、4・7 か月児相談と併せる 【対象数】 ・4 か月児 94人 ・7 か月児 102人 【参加数】 ・4 か月児 （実）89人 （延）89人 ・7 か月児 （実）99人 （延）99人	2 離乳食講習会 【対象】 ・3～4 か月児、9～10か月児の保護者 【内容】 ・離乳食の展示、栄養士の説明、相談 【回数】 ・奇数月 第1水曜日 年間6回 乳児健診と同時開催 【対象数】 ・126人 【参加数】 ・(延)115人	対象、実施回数に違いがある。 西条市のみ母親学級に併せて実施している。	4 か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い		細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	健康診査（母子保健）		専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	1 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。 2 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期（５～６か月）、後期（９～１０か月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 4 １歳６か月児健康診査・３歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 妊婦一般健康診査 【受診票交付時期】 ・妊娠届出時 【対象】 ・妊娠週数にこだわらず、２回の受診券を発行 【交付数及び受診数】 ・交付（前期）606人（後期）644人（超音波）63人 ・受診（前期）581人（後期）596人（超音波）57人	1 妊婦一般健康診査 【受診票交付時期】 ・妊娠届出時 【対象】 ・妊娠週数にこだわらず、２回の受診券を発行 【交付数及び受診数】 ・交付（前期）285人（後期）276人（超音波）23人 ・受診（前期）255人（後期）244人（超音波）17人	1 妊婦一般健康診査 【受診票交付時期】 ・妊娠届出時 【対象】 ・妊娠週数にこだわらず、２回の受診券を発行 【交付数及び受診数】 ・交付（前期）84人（後期）89人（超音波）8人 ・受診（前期）86人（後期）80人（超音波）7人	1 妊婦一般健康診査 【受診票交付時期】 ・妊娠届出時 【対象】 ・妊娠週数にこだわらず、２回の受診券を発行 【交付数及び受診数】 ・交付（前期）75人（後期）78人（超音波）11人 ・受診（前期）66人（後期）64人（超音波）8人	課題なし	現行のとおりとする。	
2 乳児一般健康診査 【受診票交付時期】 ・出生届時、保健センター窓口にて交付 【対象】 ・前期（６～７か月児）後期（１０か月児） 【交付数及び受診数】 ・交付（前期）697人（後期）710人 ・受診（前期）491人（後期）450人	2 乳児一般健康診査 【受診票交付時期】 ・主に４か月児健康診査受診時に交付それより早く受診票が必要な時は窓口で交付 【対象】 ・前期（３～６か月児）後期（９～１１か月児） 【交付数及び受診数】 ・交付（前期）278人（後期）286人 ・受診（前期）172人（後期）169人	2 乳児一般健康診査 【受診票交付時期】 ・出生届時、保健センター窓口にて交付 【対象】 ・前期（３～６か月児）後期（９～１１か月児） 【交付数及び受診数】 ・交付（前期）92人（後期）95人 ・受診（前期）82人（後期）74人	2 乳児一般健康診査 【受診票交付時期】 ・妊娠届出時 【対象】 ・前期（３～７か月児）後期（９～１１か月児） 【交付数及び受診数】 ・交付（前期）81人（後期）84人 ・受診（前期）39人（後期）20人	受診票の交付時期、対象に違いがある。	受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。 対象については、前期（５～６か月）、後期（９～１０か月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	
3 乳児健康診査 【対象】 ・当月４か月及び前月対象児の未受診者 【健診内容】 ・問診、身体計測、医師診察、ＩＣカード入力、保健指導、必要な人のみ栄養指導、神経芽細胞腫検査セット配布、健康教育 【実施回数】 ・毎月第１木曜日 年12回 【対象数】 ・636人 【受診数】 ・570人	3 乳児健康診査 【対象】 ・当月４か月児及び前月未受診者 【健診内容】 ・問診、身体計測、発達チェック、診察、離乳食講習、保健指導、予防接種説明、神経芽細胞腫検査説明及びセット配布、7か月児相談会案内、カンファレンス 【実施回数】 ・毎月第３水曜日 年12回 【対象数】 ・299人 【受診数】 ・282人	3 乳児健康診査 実施していない。	3 乳児健康診査 【対象】 ・３～４か月児、９～１０か月児 【健診内容】 ・問診、身体計測、医師診察、育児相談、発達チェック、神経芽細胞腫検査説明及びセット配布（３～４か月） 【実施回数】 ・奇数月 第１水曜日 年6回 ＊離乳食講習会と同時開催 【対象数】 ・（３～４か月）67人（９～１０か月）59人 【受診数】 ・（３～４か月）60人（９～１０か月）55人	丹原町のみ実施していない。 対象、健診内容、回数に違いがある。	対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町の例による。 健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	健康診査（母子保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
4 1歳6か月児健康診査 【対象】 ・1歳6か月児から2歳未満の幼児 【健診内容】 ・問診、身体計測、健康教育、医師・歯科医師診察、 I C入力、保健指導、必要な人に栄養・歯科指導、 心理相談 【実施回数】 ・毎月第3木曜日 年12回 【対象数】 ・626人 【受診数】 ・531人	4 1歳6か月児健康診査 【対象】 ・1歳6～8か月児及び未受診児（ 2 歳未満） 【健診内容】 ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、歯ブラシ を渡しむし歯予防集団指導、保健指導、必要な人 に栄養・歯科指導、カンファレンス 【実施回数】 ・年8回 水曜日 【対象数】 ・246人 【受診数】 ・226人	4 1歳6か月児健康診査 【対象】 ・1歳6・7か月児及び未受診児（ 2 歳未満） 【健診内容】 ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、むし歯予 防集団指導、保健指導、必要な人のみ栄養・歯科 指導 【実施回数】 ・偶数月 第4水曜日 年6回 【対象数】 ・103人 【受診数】 ・97人	4 1歳6か月児健康診査 【対象】 ・1歳6か月～ 2 歳未満の幼児 【健診内容】 ・問診、計測、医師診察、歯科診察、フッ素塗布、 育児相談、必要な人のみ栄養・発達相談 【実施回数】 ・偶数月 第1水曜日 年6回 【対象数】 ・76人 【受診数】 ・71人	対象、健診内容、回数に違 いがある。	対象については、西条市、小 松町の例により調整する。ただ し、合併する年度については、 それぞれの旧市町の例による。 健診内容、回数については、 新市移行後速やかに調整する。		
5 3歳児健康診査 【対象】 ・3歳に達し、4歳未満の幼児 【健診内容】 ・問診、身体計測、医師・歯科医師診察、I C カー ド入力、保健指導、必要な人のみ栄養・歯科指導、 心理相談、健康教育 【実施回数】 ・毎月第4木曜日 年12回 【対象数】 ・638人 【受診数】 ・527人 心理相談 60人	5 3歳児健康診査 【対象】 ・3歳2～3か月児及び未受診児（ 4 歳未満） 【健診内容】 ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、保健指導、 必要な人に栄養指導、カンファレンス 【実施回数】 ・年8回 火曜日 【対象数】 ・313人 【受診数】 ・297人 心理相談 5人	5 3歳児健康診査 【対象】 ・3歳1・2か月児及び未受診児（ 4 歳未満） 【健診内容】 ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、むし歯予 防集団指導、保健指導、必要な人のみ栄養・歯科 指導、視聴覚精密検査の必要な児への受診券発行 【実施回数】 ・奇数月 第4水曜日 年6回 【対象者数】 ・108人 【受診数】 ・93人 心理相談なし	5 3歳児健康診査 【対象】 ・3歳に達し、4 歳未満の幼児 【健診内容】 ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、フッ素塗 布、育児相談、必要な人のみ栄養・発達相談 【実施回数】 ・偶数月、第1水曜日 年6回 1歳6か月児健診と同 時開催 【対象数】 ・85人 【受診数】 ・76人 心理相談 8人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	健康相談（母子保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月１回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。						
事 務 事 業 の 現 況						課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
1 乳幼児健康相談 【対象】 ・乳幼児 お誕生日保健指導対象児（10か月児健診未受診・有所見） 【内容】 ・身体計測・発達観察・栄養、育児相談 【実施回数】 ・毎月第２月曜日 12回 【対象数】 ・乳幼児全員 お誕生日保健指導213人 【受診数】 ・実193人 延426人（計測のみ128人）	1 乳幼児健康相談 【対象】 ・新米ママパパ相談会（第1子を持つ保護者） ・７か月児 ・すくすく相談会（乳幼児） 【内容】 ・身体計測、育児相談 ・七か月児は離乳食集団指導 【実施回数】 ・それぞれ毎月1回 それぞれ年12回 【対象数】 ・新米ママパパ 130人 ・七か月児 281人 ・すくすく 全乳幼児 【受診数】 ・新米ママパパ ママ 65人 パパ 8人 ・七か月児 260人 ・すくすく 乳児（実）39人 （延）74人 幼児（実）46人 （延）103人	1 乳幼児健康相談 【対象】 ・４か月児 ・七か月児 ・12、13か月児 【内容】 ・身体計測、発達観察、育児相談 ・四か月児は神経芽細胞腫・予防接種の集団指導 ・四、七か月児は離乳食の集団指導 ・七、12、13か月児は食生活アンケート ・四、七か月児は同一日に実施 【実施回数】 ・四、七か月児 毎月1回 年12回 ・12、13か月児 2か月に1回 年６回 【対象数】 ・四か月児 94人 ・七か月児 102人 ・12、13ヵ月児 107人 【受診数】 ・四か月児 （実）89人 （延）89人 ・七か月児 （実）99人 （延）99人 ・12、13か月児 （実）77人 （延）77人	1 乳幼児健康相談 実施していない。			小松町のみ実施していない対象、内容、実施回数に違いがある。	対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月１回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 内容については、新市移行後速やかに調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	集団健康教育（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
1 歯周疾患 【対象】 ・総合健診受診者 【内容】 ・講話 「歯周疾患について」 【回数】 ・5回 【参加数】 ・(実)434人 (延)434人		1 歯周疾患 実施していない。	1 歯周疾患 実施していない。	1 歯周疾患 実施していない。	健康教育の種類に違いがある。 対象、内容等に違いがある。		新市移行後速やかに調整する。
2 骨粗鬆症 【対象】 ・老人会員、生きがいデイ参加者、健康づくり地区推進員 【内容】 ・講話 「骨粗鬆症について」「転倒予防について」 ・体操指導 【回数】 ・21回 【参加数】 ・(実)523人 (延)523人		2 骨粗鬆症 【対象】 ・骨粗鬆症検診で要注意・要精検・要治療者及び関心のある人 【内容】 ・栄養診断 ・骨粗鬆症についての話し合い ・運動 【回数】 ・1コース2回で年間1コース 【参加数】 ・38人	2 骨粗鬆症（14年度実施） 【対象】 ・骨粗鬆症検診で要注意・要精検・要治療者及び関心のある人 【内容】 ・講話「骨粗鬆症について」 ・講話「カルシウムを十分とるために」 ・調理実習、試食 ・運動とレクリエーション 【回数】 ・1コース2回で年間1コース 【参加数】 ・（実）38人 （延）64人	2 骨粗鬆症 実施していない。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	集団健康教育（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
3 病態別 【対象】 ・総合健診受診者で、血圧、体重、コレステロール値、血糖値などが気になる人 【内容】 ・講話「生活習慣病について」 ・講話「食生活の見直しと改善目標をきめよう」 ・講話「生活改善のための運動実践について」 ・調理実習、試食、運動 【回数】 ・1コース6回で年間1コース（日程の選択可能） 【参加数】 ・(実)51人（延)217人	3 病態別 （１）高脂血症教室 【対象】 ・血液検査の結果、総コレステロール250mg/dl以上、又は中性脂肪180mg/dl以上の人、関心のある人 【内容】 ・講話「高脂血症について」 ・講話「高脂血症予防食」、調理実習 ・運動 【回数】 ・1コース3回で年間1コース 【参加数】 ・（実）29人（延）50人 （２）スリム教室 【対象】 ・健診の結果、ふとり気味、ふとり過ぎの人、関心のある人 【内容】 ・講話 「肥満について」 ・講話 「食事によるダイエット」 ・調理実習、試食 ・運動 【回数】 ・1コース3回で年間1コース 【参加数】 ・（実）55人（延）88人 （３）糖尿病教室 【対象】 ・血液検査の結果、空腹時血糖値126mg/dl以上又は、食後血糖値200mg/dl以上あるいはHbA1cが6.0mg/dl以上の人 ・治療中の人 【内容】 ・講話「糖尿病について」 ・講話「食生活と糖尿病予防」 ・ウォーキングをしましょう 【回数】 ・1コース3回で年間1コース 【参加数】 （実）24人（延）47人	3 病態別 実施していない。	3 病態別 実施していない。				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	集団健康教育（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
4 薬 【対象】 ・健康づくり地区推進員及び地区住民 【内容】 ・講話 「薬の正しい使い方」 【回数】 ・5回 【参加数】 ・(実)142人 (延)142人	4 薬 実施していない。	4 薬 【対象】 ・食生活改善推進協議会理事及び高齢者 【内容】 ・講話 「薬の付き合い方」 【回数】 ・4回 【参加数】 ・（実）214人 (延) 214人	4 薬 実施していない。				
5 脳卒中予防（脳血管いきいきセミナー） 【対象】 ・肥満、高血圧、糖尿病、高脂血症、喫煙等のハイリスク者 【内容】 ・講話「動脈硬化と生活改善」 ・講話「動脈硬化の食生活」調理実習試食 ・講話「生活改善のための運動」運動実践 【回数】 ・1コース3回 【参加数】 ・（実）32人 (延) 69人	5 脳卒中予防 実施していない。	5 脳卒中予防（高血圧・脳卒中予防教室） 【対象】 ・40歳以上の高血圧、肥満、心電図異常所見等のハイリスク者及び希望者 【内容】 ・1回目：講話「高血圧・脳卒中について及び日常生活における注意事項」 ・2回目：運動、食事について(調理実習及び試食) 【回数】 ・1コース2回 【参加数】 ・（実）54人 (延) 90人	5 脳卒中予防 実施していない。				
6 運動 実施していない。	6 運動 （１）ウォーキング教室（転倒予防教室として実施） 【対象】 ・満40歳以上 【内容】 ・保健師等による講話 ・運動指導員によるウォーキング指導及び転倒予防 ・ストレッチ体操等 【回数】 ・14回 【参加数】 ・（実）178人 (延) 794人	6 運動 （１）ウォーキング教室 【対象】 ・希望者 【内容】 ・健康チェック：血圧測定、体重・体脂肪率測定 ・準備体操：ストレッチ、脈拍測定 ・ウォーキング：1時間程度（毎月コースを変える） ・健康チェック：脈拍測定、血圧測定 ・クーリングダウン：ストレッチ ・ミニ健康講座：10分程度の健康講座 ・6～8月及び雨天の時は、海洋センター 【回数】 ・毎月1回 年12回 【参加数】 ・（実）35人 (延) 205人	6 運動 （１）歩け歩け教室 【対象】 ・H6～9歩け歩け教室卒業生および希望者 【内容】 ・自主学習（血圧・体脂肪測定、ウォーキング前後のストレッチ体操、約1時間のウォーキング） ・合同学習会運動実習「家庭でできる体操」 ・生き生き体操と合同ウォークラリー ・グループワーク ・ウォーキングマップづくり 【回数】 ・24回（年間12回×2か所） 【参加数】 ・（実）33人 (延) 245人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	集団健康教育（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
			(2) 生き生き体操スクール 【対象】 ・中高年者で体操を希望する者 【内容】 ・自主学习（運動前後、血圧・体脂肪測定） ・講話 チェアエクササイズ 検診結果の見方 食中毒予防の日常生活 肩こり・腰痛予防 高血圧症と運動 糖尿病と運動 正しい歩き方 高脂血症と運動 風邪・インフルエンザの予防 骨粗鬆症と運動 ・グループワーク ・運動実習 ・レクリエーション ・歩け歩け教室との合同ウォークラリー ・自主活動（会場準備・片付け） 【回数】 24回（年間12回× 2 ヲ所） 【参加者数】 （実）54人 （延）458人				
7 高齢者 (1) 高齢者健康教育 【対象】 ・老人会員 【内容】 ・転倒、寝たきり、痴呆予防の講義 【回数】 ・ 1 回 【参加数】 ・ (実)57人 (延)57人	7 高齢者 (1) 高齢者健康教育 【対象】 ・高齢者 【内容】 ・寝たきり予防・高血圧についてなど地区の要望を取り入れて決める 【回数】 ・各地区老人会等の希望により決定 【参加数】 ・（実） 265人 （延）265人	7 高齢者 (1) 高齢者健康教育 【対象】 ・高齢者 【内容】 ・転倒・寝たきり・痴呆予防、生活の質の維持・向上等の講義 【回数】 ・各地区老人会の希望により決定 【参加数】 ・（実）308人 （延）330人 (2) 高齢者健康講座 【対象】 ・教育委員会が実施する高齢者出前講座出席者 【内容】 ・医師講話 【回数】 ・各会場1回（ 3 ヲ所） 【参加者】 ・（実）200人 （延）200人	7 高齢者 (1) 高齢者運動教室 【対象】 ・老人クラブ会員及び希望される高齢者 【内容】 ・健康チェック（血圧・体脂肪測定、検尿） ・ A D L 対応型高齢者体操の運動実習 【回数】 ・ 19回 【参加数】 ・（実）220人 （延）410人 (2) シルバークッキングスクール 【対象】 ・老人クラブ会員 【内容】 ・栄養士講話「高齢者の栄養」 ・調理実習 【回数】 ・ 10回（年5回×2カ所、14年度は6回） 【参加数】 ・（実）154人 （延）211人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	集団健康教育（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
8 食生活 （１）ヘルシークッキング&ライフ 【対象】 ・食生活改善を通し健康づくりに関心のある人 【内容】 ヘルスプロモーションと健康日本21 健康と栄養・食生活(食塩脂肪は控えめに) 暮らしの中の食品衛生 健康と栄養・食生活(野菜をたっぷり) 健康と栄養・食生活(選んで食べるバイキング) 運動で健康的な生活を 健全な生活環境づくり 地域の農産物を生かした料理 介護予防を考えよう 自主献立、グループワーク、講演 【回数】 ・１コース10回 【参加数】 ・(実)31人（延)157人	8 食生活 （１）男性の料理教室 【対象】 ・男性 【内容】 ・講話 ・調理実習及び試食 【回数】 ・3回 【参加数】 ・(実) 95人（延) 95人 （２）栄養学級 【対象】 ・保健栄養推進協議会員 【内容】 講話 調理実習 【回数】 22回 【参加数】 ・(実) 218人（延) 493人	8 食生活 （１）男性の料理教室 【対象】 ・男性 【内容】 ・講話 バランスよくとる方法 夏ばて予防 骨を丈夫にする栄養と運動 かしこい脂肪の取り方 循環器予防 健康食生活 ・調理実習及び試食 【回数】 ・6回 【参加数】 ・（実）73人（延）135人	8 食生活 実施していない。				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	集団健康教育（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
9 家庭介護教室 【対象】 ・家族の介護をになう人 【内容】 ・介護予防について講義及び実習 【回数】 ・1回 【参加数】 ・(実)10人 (延)10人	9 家庭介護教室 【対象】 ・実際に介護を行っている人又は介護について学びたい人 【内容】 ・介護保険について ・生活の中のリハビリテーション ・家庭介護の実習 【回数】 ・6回 【参加数】 ・（実）59人 （延）241人	9 家庭介護教室 実施していない。	9 家庭介護教室 実施していない。				
10 女性の健康教室 実施していない。	10 女性の健康教室 実施していない。	10. 女性の健康教室（H14年度より実施） 【対象】 ・ J A 女性部 【内容】 ・生活習慣病、女性に多い病気とその予防、食生活、健康増進等の講義及び実習 【回数】 ・ 4回 【参加数】 ・（実）90人 （延）90人	10 女性の健康教室 【対象】 ・保健栄養推進協議会員 【内容】 ・講話「血糖値下げる食事」 ・講話「貧血予防の食事」 ・講話「夏ばて・食欲不振解消する食事」 ・講話「血圧を整える食事」 ・講話「牛乳・乳製品の料理」 ・講話「食物繊維をとろう」 ・講話「肝臓を守る食事」 ・講話「コレステロール値を下げよう」 ・講話「よく噛む料理」 ・講話「選んで食べよう」 ・運動実習 ・アンケート 【回数】 30回（年10回× 3 グループ、14年度は12回） 【参加数】 ・（実）74人 （延）211人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	個別健康教育（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
1 高血圧 実施していない。	1 高血圧 実施していない。	1 高血圧 実施していない。	1 高血圧 【対象】 ・基本健診の結果、最高血圧140～160mmHg、最低血圧90～95mmHgで、40歳～69歳の人 【内容】 ・食生活運動調査、尿検査、相談 【実施期間】 ・8月～3月 【回数】 ・食生活運動調査1回、尿検査4回、相談5回 【対象数】 ・25人 【参加数】 ・（実）1人（延）6人	個別健康教育の種類に違いがある。	高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。		
2 高脂血症 【対象】 ・40～65歳で2年間総コレステロールが230～250mg/dl(50歳以上の女性は240以上)の人で現在治療を受けていない人 【内容】 ・食生活状況調査、血液検査、相談、支援レター 【実施時期】 ・7月～3月 【回数】 ・食生活状況調査1回、血液検査4回、相談5回、支援レター2回 【対象数】 ・202人 【参加数】 ・(実)15人（延)150人	2 高脂血症 実施していない。	2 高脂血症 【対象】 ・40～69歳で、血液検査結果2年間以上総コレステロールが220mg/dl(50歳以上の女性の場合240mg/dl)以上の人 （医療の必要な人及び現在治療中の人は除く。） 【内容】 ・食生活運動調査、血液検査、相談、支援レター 【実施期間】 ・8月～3月 【回数】 ・食生活運動調査1回、血液検査4回、相談5回、支援レター2回 【対象数】 ・105人 【参加数】 ・（実）14人（延）148人	2 高脂血症 【対象】 ・基本健診の結果、総コレステロール値220mg/dl以上で40～69歳の人（50歳以上の女性は240mg/dl以上） 【内容】 ・食生活運動調査、血液検査、相談 【実施期間】 ・8月～3月 【回数】 ・食生活運動調査1回、血液検査4回、相談5回 【対象数】 ・84人 【参加数】 ・（実）9人（延）54人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	個別健康教育（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
3 糖尿病(平成14年度実施) 【対象】 ・ 40～65歳で2年間以上、空腹時血糖110～139mg/dlの人で現在、治療を受けてない人 【内容】 ・ 食生活状況調査、血液検査、相談、支援レター 【実施時期】 ・ 5月～12月 【回数】 ・ 食生活状況調査1回、血液検査4回、相談5回、支援レター2回 【対象数】 ・ 106人 【参加数】 ・ (実)10人 (延) 80人	3 糖尿病 実施していない。	3 糖尿病 【対象】 ・ 40～60歳で、血液検査2年間以上、空腹時血糖110mg/dl以上、または、随時血糖140mg/dl以上、または、HbA1c5.6以上の人 （医療の必要な人及び現在治療中の人は除く。） 【内容】 ・ 食生活運動調査、血液検査、相談、支援レター 【実施期間】 ・ 8月～2月 【回数】 ・ 食生活運動調査1回、血液検査4回、相談5回、支援レター2回 【対象数】 ・ 78人 【参加数】 ・ (実)8人 (延) 78人	3 糖尿病 【対象】 ・ 基本健診の結果、今年度随時血糖値110～199mg/dl、HbA1c5.6～5.9%、かつ前年度の値も同様の40～69歳の人 【内容】 ・ 食生活運動調査、血液検査、相談 【実施期間】 ・ 8月～3月 【回数】 ・ 食生活運動調査1回、血液検査4回、相談5回 【対象数】 ・ 40人 【参加数】 ・ (実)6人 (延) 36人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	健康診査（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
1 基本健康診査 （１）集団 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日）で職場健診有りと循環器疾患治療中を除く 【実施方法】 ・午前中に総合健診として、胃、大腸、肺がん検診と同時実施（午後子宮がん有り） ・肝炎ウイルス検診は節目及び要指導者等の希望者に実施 ・眼底とヘモグロビンA1cは医師の指示、それ以外は希望で実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 34日 3,682人 （２）個別 【対象】 ・18歳以上の市民(年齢基準日は受診日)で職場健診有りと循環器疾患治療中を除く 【実施方法】 ・市内医療機関に個別受診 ・眼底とヘモグロビンA1cは医師の指示、それ以外は希望で実施 【委託先・日数及び受診数】 ・西条市医師会 8～11月 397人	1 基本健康診査 （１）集団 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準は受診日） 【実施方法】 ・総合健診として、胃、大腸、肺がん、腹部超音波検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診（節目検診）を併せる 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 25日 2,370人 （２）個別 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・東予市、周桑郡内の医療機関で個別受診 【委託先・日数及び受診数】 ・周桑医師会及び周桑病院企業団 8～11月 293人（平成14年度からは8～10月）	1 基本健康診査 （１）集団 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・総合健診として、胃・大腸・肺がん、骨粗鬆症を併わす ・肝炎ウイルス検診節目検診 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 581人 （２）個別 【対象】 ・40～69歳（年齢基準日は年末）で、職場健診及び治療中の人を除く 【実施方法】 ・東予市、周桑郡内の医療機関に個別受診 【委託先・日数及び受診数】 ・周桑医師会及び周桑病院企業団 8～11月 740人（平成14年度からは8～10月）	1 基本健康診査 （１）集団 【対象】 ・40歳以上の人で、病院や職場等で健診を受けていない人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・総合健診として、胃・大腸・肺がんを併わす ・肝炎ウイルス検診節目検診は節目の希望者に実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 1,244人（肝炎ウイルス検診 196人） （２）個別 【対象】 ・希望調査で受診希望していたが、4月、8月の総合健診で未受診の人及び希望調査であいまいな理由で受けないとしていた人で、40歳以上（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・東予市及び周桑郡内の医療機関に個別受診 【委託先・日数及び受診数】 ・周桑医師会及び周桑病院企業団 9～11月 256人（平成14年度からは9～10月）	健康診査の種類に違いがある。 			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（保健関係）の取扱い				細 項 目		保健関係					
事 務 事 業 名		健康診査（老成人保健）				専 門 部 会 名		福祉部会		分 科 会 名		保健分科会	
調 整 方 針													
事 務 事 業 の 現 況										課 題		具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市		丹 原 町		小 松 町							
2 胃がん検診 【対象】 ・18歳以上の市民(年齢基準日は受診日) 【実施方法】 ・午前中に総合健診として、基本、大腸、肺がん検診と同時実施(午後子宮がん有り) 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 27日 2,201人 ・愛媛県総合保健協会 7日 677人		2 胃がん検診 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・H14年度からは総合保健協会委託分は超音波と併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 24日 1,440人 ・愛媛県総合保健協会 10日 145人		2 胃がん検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・大腸がん、超音波、骨粗鬆症健診と併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 379人 ・愛媛県総合保健協会 8日 230人		2 胃がん検診 【対象】 ・40歳以上で、会社や医療機関で検診を受けていない人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・9月に大腸がんと併せて実施 ・日曜検診（大腸・肺・エコー・マンモ・骨粗鬆症検診と併せて実施） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 15日 1,044人							
3 肺がん検診 （１）読影 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・午前中に総合健診として、基本、大腸、胃がん検診と同時実施（午後子宮がん有り） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 9日 930人 ・愛媛県総合保健協会 25日 2,481人 （２）喀痰 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日） ・喫煙指数が600以上の人、6か月以内に血痰のあった人、特殊な職場環境の経験者の人 【実施方法】 ・午前中に総合健診として、基本、大腸、胃がん検診と同時実施（午後子宮がん有り） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 9日 40人 ・愛媛県総合保健協会 25日 70人		3 肺がん検診 （１）読影 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・総合保健協会委託の単独で巡回検診 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 24日 882人 ・愛媛県総合保健協会 10日（48か所）1,814人 （２）喀痰 【対象】 ・50歳以上で喫煙指数が600以上、6か月以内に血痰のあった人、特殊な職場環境の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・厚生連委託分は総合健診 ・総合保健協会分は単独で巡回検診 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 24日 21人 ・愛媛県総合保健協会 10日 26人		3 肺がん検診 （１）読影 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・単独で巡回検診 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 510人 ・愛媛県総合保健協会 5日（36か所） 585人 （２）喀痰 【対象】 ・50歳以上（年齢基準日は年末）で喫煙指数が600以上の人、6か月以内に血痰のあった人、特殊な職場環境の経験者の人 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・単独で巡回検診 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 15人 ・愛媛県総合保健協会 5日（36か所） 15人		3 肺がん検診 （１）読影 【対象】 ・40歳以上で、会社や医療機関で検診を受けていない人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・4月、8月の総合健診（基本健診、胃・大腸・肺がん検診） ・単独で巡回検診 ・日曜検診（胃・大腸・エコー・マンモ・骨粗しょう症検診）の中でも1日間実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 1日 9人（日曜検診のみ） ・愛媛県総合保健協会 17日 1,409人 （２）喀痰 【対象】 ・50歳以上で喫煙指数が600以上の人（年齢基準日は年度末） ・6か月以内に血痰のあった人 【実施方法】 ・総合健診で実施（総合保健協会に委託） ・単独で巡回検診（肺がん検診と一緒に） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 1日 0人（日曜検診のみ） ・愛媛県総合保健協会 17日 73人							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	健康診査（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
(3)CT・CR 実施していない。	(3)CT・CR 実施していない。	(3)CT・CR 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・CT・CRのみの検診 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 4日 143人	(3)CT・CR 実施していない。				
4 大腸がん検診 【対象】 ・40歳以上の市民（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・午前中に総合健診として、基本、胃がん・肺がん検診と同時実施（午後子宮がん有り） 【委託先・日数及び受診数】 ・西条市医師会 34日 2,938人	4 大腸がん検診 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・厚生連委託分は総合健診として ・総合保健協会分は胃がん、子宮がん検診と併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 24日 1,596人 ・愛媛県総合保健協会 10日 81人	4 大腸がん検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・胃及び子宮がん、超音波、骨粗鬆症検診と併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 421人 ・愛媛県総合保健協会 15日 271人	4 大腸がん検診 【対象】 ・40歳以上で、会社や医療機関で検診を受けていない人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・総合健診（基本健診、胃・肺がん検診）の中で実施 ・9月に胃がん検診と併せて実施 ・日曜検診（胃・肺・エコー・マンモ・骨粗しょう症検診） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 15日 1,265人				
5 子宮がん検診 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・総合健診として、基本、大腸、胃がん・肺がん検診同時実施日の午後実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 14日 1,372人	5 子宮がん検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・乳がん検診（触診）とあわせて実施（H14年度は骨密度測定も同時実施） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 11日 358人	5 子宮がん検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・大腸がん検診と併わせて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 7日 287人	5 子宮がん検診 【対象】 ・30歳以上の女性で、会社や医療機関で検診を受けていない人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・乳がん検診、骨粗しょう症検診とセットで実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 9日 712人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	健康診査（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
6 乳がん検診 （１）集団 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・外科医による問診、視診、触診 【委託先・日数及び受診数】 ・西条市医師会 3日 336人 （２）個別 【対象】 ・30歳以上の市民（年齢基準日は受診日） ・既婚者については30歳未満も可 ・乳房疾患治療中は不可 【実施方法】 ・市内医療機関（外科）に個別受診 【委託先・日数及び受診数】 ・西条市医師会 8～11月 183人	6 乳がん検診 （１）集団 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・視触診とマンモグラフィーは別日程で実施 【委託先・日数及び受診数】 ・視触診 周桑医師会 10日 358人 ・マンモグラフィー 愛媛県厚生農業協同組合連合会 10日 421人 （２）個別 実施していない。	6 乳がん検診 （１）集団 【対象】 ・30歳以上の人、マンモグラフィーについては50歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・視触診とマンモグラフィーを併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・視触診 周桑医師会 7日 245人 ・マンモグラフィー 愛媛県総合保健協会 7日 213人 （２）個別 実施していない。	6 乳がん検診 （１）集団 【対象】 ・30歳以上の女性で、会社や医療機関で検診を受けていない人 ・マンモグラフィーは50歳以上の人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・日曜検診でマンモグラフィー1回と、女性の検診として、子宮がん検診、骨粗しょう症検診とセットで実施 ・マンモグラフィーは50歳以上の人で2年に1回実施（マンモは14年度より実施予定） 【委託先・日数・受診数】 ・視触診 周桑医師会 9日 744人 ・マンモグラフィー 愛媛県厚生農業協同組合連合会 1日 30人（H14年度 愛媛県総合保健協会） （２）個別 実施していない。				
7 骨粗鬆症検診 実施していない。	7 骨粗鬆症 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・厚生連委託分は総合検診（保健センター実施分）として実施 （H14年度は子宮がん検診と併せて総合保健協会へも委託して実施） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 548人	7 骨粗鬆症検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・胃及び大腸がん、超音波検診と併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 276人 ・愛媛県総合保健協会 5日 125人	7 骨粗鬆症検診 【対象】 ・30歳以上の女性（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・日曜検診 ・乳がん、子宮がん検診とセットで実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 1日 41人 ・愛媛県総合保健協会 9日 217人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	健康診査（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
8 腹部超音波検診 【対象】 ・40歳以上の市民(年齢基準日は受診日) 【実施方法】 ・総合健診に併せて1日(山間部)、単独で7日 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 8日 626人	8 腹部超音波検診 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・基本健診と併せて総合健診として実施 ・単独検診で各公民館において実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 19日 1,029人 （H14年度からは総合保健協会へも委託）	8 腹部超音波検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・胃及び大腸がん、骨粗鬆症検診と併わせて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 8日 300人	8 腹部超音波検診 【対象】 ・町内在住の人 【実施方法】 ・日曜検診 ・単独実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 2日 61人				
9 前立腺がん検診 【対象】 ・55歳以上の男性（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・泌尿器科医による、問診、腫瘍マーカー直腸診 【委託先・日数及び受診数】 ・国立がんセンター 2日 275人	9 前立腺がん検診 実施していない。	9 前立腺がん検診 実施していない。	9 前立腺がん検診 【対象】 ・40歳以上の男性（14年度から実施） （年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・総合健診で実施（集団のみ） ・希望の有無は問診で確認 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 89人 （14年度）				
10 甲状腺がん検診 実施していない。	10 甲状腺がん検診 実施していない。	10 甲状腺がん検診 実施していない。	10 甲状腺がん検診 【対象】 ・40歳以上の人（14年度から実施） （年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・総合健診で実施（集団のみ） ・検診受診希望の有無は問診で確認 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 165人 （14年度）				
11 結核検診 【対象】 ・15歳以上の市民（学校・職場で検診機会のない者） （年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・単独 【委託先・日程・受診数】 ・総合保健協会 7日 566人 ・保健所（山間部） 1日 16人	11 結核検診 【対象】 ・15歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・厚生連委託で総合健診として実施 ・総合保健協会委託で市内巡回検診 【委託先・日程・受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 884人 ・愛媛県総合保健協会 10日 1,856人	11 結核検診 【対象】 ・15歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・単独で巡回検診 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 525人 ・愛媛県総合保健協会 5日（36カ所） 600人	11 結核検診 【対象】 ・15歳以上の人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・肺がん検診とセットで実施 【委託先・日数・受診数】 ・愛媛県総合保健協会 17日 1,438人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（保健関係）の取扱い										細 項 目		保健関係									
事 務 事 業 名		健康診査（老成人保健）										専 門 部 会 名		福祉部会		分 科 会 名		保健分科会					
調 整 方 針																							
事 務 事 業 の 現 況														課 題		具体的な調整内容							
西 条 市				東 予 市				丹 原 町				小 松 町											
12 徴収金 単位：円				12 徴収金 単位：円				12 徴収金 単位：円				12 徴収金 単位：円				徴収金額に違いがある。		西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
項 目		徴 収 金 額		項 目		徴 収 金 額		項 目		徴 収 金 額		項 目		徴 収 金 額									
		個 別	集 団	70歳以上			個 別	集 団	70歳以上			個 別	集 団	70歳以上							個 別	集 団	70歳以上
基本健診		0	0	0	基本健診		0	0	0	基本健診		0	0	0	基本健診					0	0	0	
胃がん検診		-	0	0	胃がん検診		-	900	0	胃がん検診		-	900	0	胃がん検診					-	0	0	
肺がん検診(読影)		-	0	0	肺がん検診(読影)		-	0	0	肺がん検診(読影)		-	0	0	肺がん検診(読影)					-	0	0	
肺がん検診(喀痰)		-	0	0	肺がん検診(喀痰)		-	500	0	肺がん検診(喀痰)		-	700	0	肺がん検診(喀痰)					-	0	0	
肺がん検診(CR)		-	-	-	肺がん検診(CR)		-	-	-	肺がん検診(CR)		-	700	0	肺がん検診(CR)					-	-	-	
肺がん検診(CT)		-	-	-	肺がん検診(CT)		-	-	-	肺がん検診(CT)		-	800	0	肺がん検診(CT)					-	-	-	
肺がん検診(CR・CT)		-	-	-	肺がん検診(CR・CT)		-	-	-	肺がん検診(CR・CT)		-	1,500	0	肺がん検診(CR・CT)					-	-	-	
大腸がん検診		-	0	0	大腸がん検診		-	500	0	大腸がん検診		-	500	0	大腸がん検診					-	0	0	
子宮がん検診		-	0	0	子宮がん検診		-	600	0	子宮がん検診		-	600	0	子宮がん検診					-	0	0	
乳がん検診(触診)		0	0	0	乳がん検診(触診)		-	300	0	乳がん検診(触診)		-	0	0	乳がん検診(触診)					-	0	0	
乳がん検診 （マンモグラフィ）		-	-	-	乳がん検診 （マンモグラフィ）		-	1,800	1,800	乳がん検診 （マンモグラフィ）		-	1,800	0	乳がん検診 （マンモグラフィ）					-	1,500	1,500	
骨粗鬆症検診		-	0	0	骨粗鬆症検診		-	1,000	1,000	骨粗鬆症検診		-	1,000	0	骨粗鬆症検診					-	1,000	1,000	
腹部超音波検診		-	0	0	腹部超音波検診		-	1,500	1,500	腹部超音波検診		-	1,200	0	腹部超音波検診					-	1,000	1,000	
前立腺がん検診		-	0	0	前立腺がん検診		-	-	-	前立腺がん検診		-	-	-	前立腺がん検診					-	2,100	2,100	
甲状腺がん検診		-	-	-	甲状腺がん検診		-	-	-	甲状腺がん検診		-	-	-	甲状腺がん検診					-	2,100	2,100	
結核検診		-	0	0	結核検診		-	0	0	結核検診		-	0	0	結核検診					-	0	0	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	総合健康相談（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	総合健康相談については、新市移行後速やかに調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
1 定例健康相談 【対象】 ・40歳以上の人 【内容】 ・健康に関する指導、助言 ・血圧測定、検尿（必要な人のみ） 【場所及び回数】 ・校区定例健康相談（保健センター、公民館、集会所） 132回 ・老人デイサービス（交流センター等） 48回 【参加数】 （実）（延）ともに同数 ・校区定例健康相談（保健センター、公民館、集会所） 1,512人 ・老人デイサービス（交流センター等） 678人	1 定期健康相談 【対象】 ・特に制約なし 【内容】 ・血圧測定、検尿、体脂肪率測定（必要に応じて）、保健・栄養指導 【場所及び回数】 ・保健センター 12回 ・公民館 10回 【参加数】 ・（実）110人 （延）131人	1 定例健康相談 【対象】 ・30歳以上の人 【内容】 ・血圧測定、検尿（必要な人のみ）、体脂肪率測定、ヘルスアセスメント、保健・栄養指導、健康教育用パネルの展示 【場所及び回数】 ・保健センター 6回 ・各公民館 8回 【参加数】 ・（実）67人 （延）67人	1 定例健康相談 【対象】 ・相談を希望する人 【内容】 ・個別相談 【場所及び回数】 ・保健センター 44回 【参加数】 ・（実）25人 （延）25人	対象、内容、回数に違いがある。	新市移行後速やかに調整する。		
2 結果相談 【対象】 ・総合健診、個別健診受診者 【内容】 ・健診結果の説明、事後指導 ・血圧測定、検尿（必要な人のみ） ・医師の講話 ・ヘルスアセスメントの実施 【場所及び回数】 ・保健センター、公民館 19回 【参加数】 ・（実）325人 （延）325人	2 結果相談 毎月実施している保健センターでの健康相談会をその場としている。 【内容】 ・必要な人のみ血圧・検尿・体脂肪率測定、保健・栄養指導、ヘルスアセスメント、医療機関委託健診結果報告会時にはＰＣにて説明 【場所及び回数】 ・保健センター 13回 ・各公民館 7回 【参加数】 （実）664人 （延）664人	2 結果相談 【対象】 ・基本健康診査の結果、指導の必要な人 【内容】 ・必要な人のみ血圧・検尿・体脂肪率測定、保健・栄養指導、ヘルスアセスメント、医療機関委託健診結果報告会時にはＰＣにて説明 【場所及び回数】 ・保健センター 13回 ・各公民館 7回 【参加数】 （実）664人 （延）664人	2 結果相談 【対象】 ・基本健診結果総合判定要医療・要指導bの人 【内容】 ・健診結果の説明、事後指導 ・血圧測定 ・ヘルスアセスメントの実施（H14年度より） 【場所及び回数】 ・保健センター及び改善センター 9回 【参加数】 ・（実）217人 （延）217人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	総合健康相談（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況						課 題	具体的な調整内容
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
3 臨時健康相談 【対象】 ・山間部健康相談、校区文化祭、健康づくり参加者 ・結核検診受診者 【内容】 ・健康に関する指導、助言 ・血圧測定、検尿（必要な人のみ） 【場所及び回数】 ・公民館、集会所 14回 【参加数】 ・（実）576人 （延）576人		3 臨時健康相談 【対象】 ・デイサービス参加者 ・ウォーキング教室参加者 ・独居老人の会（敬老の家事業）参加者 ・保健センター来所者 【内容】 ・血圧測定、保健指導 【場所及び回数】 ・保健センター、体育館、集会所など 79回 【参加数】 ・（実）913人 （延）913人	3 臨時健康相談 【対象】 ・肺がん健診受診者 ・健康教育参加者 ・デイサービス（ＪＡ女性部主催）参加者 【内容】 ・血圧測定及び指導 【場所及び回数】 ・各集会所 38回 【参加数】 ・（実）564人 （延）564人	3 臨時健康相談 【対象】 ・相談を希望する人 ・老人クラブ会員 【内容】 ・健康チェック（血圧・検尿・体脂肪測定） ・個別相談 【場所及び回数】 ・集会所、保健センター、改善センター 118回 【参加数】 ・（実）278人 （延）1,306人			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	重点健康相談（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
1 高血圧 【対象】 ・健診時、血圧要注意者 【内容】 ・高血圧の栄養診断、指導 【場所及び回数】 ・保健センター、公民館、西条市農協 21回 【参加数】 ・（実） 165人 （延） 165人	1 高血圧 【対象】 ・高血圧で食生活指導の必要な人 【内容】 ・栄養指導、生活指導 【場所及び回数】 ・精神障害者小規模作業所 3回 【参加数】 ・（実）16人 （延）42人	1 高血圧 【対象】 ・高血圧で食生活指導の必要な人 【内容】 ・生活指導、栄養指導 【場所及び回数】 ・各公民館及び保健センター 2回 【参加数】 ・（実）3人 （延）3人	1 高血圧 【対象】 ・高血圧で食生活指導の必要な人 【内容】 ・栄養指導 【場所及び回数】 ・保健センター 1回 【参加数】 ・（実）3人 （延）3人	健康相談の種類に違いがある。	新市移行後速やかに調整する。		
2 高脂血症 実施していない。	2 高脂血症 【対象】 ・高脂血症で食生活指導の必要な人 【内容】 ・栄養指導、生活指導 【場所及び回数】 ・保健センター 3回 【参加数】 ・（実）30人 （延）94人	2 高脂血症 【対象】 ・高脂血症で食生活指導の必要な人 【内容】 ・生活指導、栄養指導 【場所及び回数】 ・各公民館及び保健センター 9回 【参加数】 ・（実）13人 （延）14人	2 高脂血症 【対象】 ・高脂血症で食生活指導の必要な人 【内容】 ・栄養指導 【場所及び回数】 ・保健センター 3回 【参加数】 ・（実）11人 （延）11人				
3 糖尿病 実施していない。	3 糖尿病 【対象】 ・糖尿病で食生活指導の必要な人 【内容】 ・栄養指導 【場所及び回数】 ・保健センター 3回 【参加数】 ・（実）24人 （延）47人	3 糖尿病 【対象】 ・糖尿病で食生活指導の必要な人 【内容】 ・生活指導、栄養指導 【場所及び回数】 ・各公民館及び保健センター 8回 【参加数】 ・（実）12人 （延）12人	3 糖尿病 【対象】 ・糖尿病で食生活指導の必要な人 【内容】 ・栄養指導 【場所及び回数】 ・保健センター 1回 【参加数】 ・（実）4人 （延）4人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	重点健康相談（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
4 歯周疾患 【対象】 ・健診受診者 【内容】 ・歯科相談 【場所及び回数】 ・保健センター 5回 【参加数】 ・（実）8人 （延）8人	4 歯周疾患 【対象】 ・歯の健康に関心がある人 【内容】 ・歯に関する相談及び在宅歯科診療の紹介 【場所及び回数】 ・保健センター 12回 【参加数】 ・（実）12人 （延）12人	4 歯周疾患（14年度実施） 【対象】 ・歯の健康に関心のある人 【内容】 ・歯に関する相談 【場所及び回数】 ・各公民館及び保健センター 4回 【参加数】 ・（実）8人（延）8人	4 歯周疾患 実施していない。				
5 骨粗鬆症 実施していない。	5 骨粗鬆症 【対象】 ・骨粗鬆症検診で要経過観察の人 【内容】 ・丈夫な骨（元気なからだ）に関する相談 【場所及び回数】 ・保健センター 1回 【参加数】 ・（実）15人 （延）15人	5 骨粗鬆症 実施していない。	5 骨粗鬆症 実施していない。				
6 病態別 【対象】 ・疾患別に食事指導の必要な人 【内容】 ・栄養相談、ヘルスアセスメントの実施 【場所及び回数】 ・校区定例健康相談（保健センター、公民館、集会所） 27回 ・結果相談会（保健センター、公民館） 19回 ・生活習慣改善学級 2回 【参加数】 （実）（延）ともに同数 ・校区定例健康相談 81人 ・結果相談会 124人 ・生活習慣改善学級 23人	6 病態別（肥満） 【対象】 ・肥満傾向で食生活指導の必要な人 【内容】 ・栄養指導、生活指導 【場所及び回数】 ・保健センター 3回 【参加数】 ・（実）45人 （延）50人	6 病態別 【対象】 ・各疾患で食事指導の必要な人 【内容】 ・生活・栄養指導 【場所及び回数】 ・各公民館及び保健センター 1回 【参加数】 ・（実）1人 （延）1人	6 病態別（病態別栄養相談） 【対象】 ・食事指導の必要な人 【内容】 ・栄養指導 【場所及び回数】 ・保健センター 1回 【参加数】 ・（実）2人 （延）2人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	介護家族健康相談（老成人保健）			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
実施していない。	【対象】 ・介護をしている人 【内容】 ・元気で介護ができるよう、介護者の健康に関する相談及び介護についての相談 【場所及び回数】 ・公民館 3回 【参加数】 ・（実）36人 （延）36人	実施していない。	平成13年度まで実施し、14年度は実施していない。 【対象】 ・介護者 【内容】 （在宅介護支援センター主催） ・保健師個別相談 【場所及び回数】 ・各地区集会所19か所 19回 【参加数】 ・（実）136人 （延）136人	東予市のみ実施している。	新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	予防接種			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	予防接種については、西条市の例により調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
1 個別接種 【種別及び接種数】 ・三種混合 (1回)671人 (2回)654人 (3回)632人 (追加)571人 ・二種混合 (2期)392人 ・麻疹 632人 ・風疹 (幼児)589人 (経過措置)243人 ・日本脳炎 (幼児) (1回)512人 (2回)503人 (追加)429人 (学生) (2期)362人 (3期)216人 ・インフルエンザ 5,002人 【委託機関】 ・西条市内22医療機関 (インフルエンザは38医療機関) 【周知方法】 ・出生届時に育児のしおり(冊子)を交付 ・広報及び健康カレンダーに掲載 ・学生には学校を通じ全対象者に接種券と併せて周知文書を配布、健康だよりでの周知 ・インフルエンザは全員個人通知 【市町外者の取り扱い】 ・西条市の住民が他市町村で接種する場合 乳幼児 ・保護者からの申請書の提出 ・市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 ・費用は依頼先市町村の方針による 高齢者(インフルエンザ) ・被接種者からの申請書の提出 ・医療機関の名称、市町村長との委託契約締結の有無を確認(契約締結が実施の条件) ・接種地の市町村又は医療機関に依頼書を送付 ・費用は、依頼先が市町村の場合は当該市町村方針で、医療機関の場合は全額個人負担 ・他市町村の住民が西条市で接種する場合 乳幼児 ・他市町村からの依頼書により実施 ・接種券を交付 ・費用は無料 高齢者(インフルエンザ) ・他市町村からの依頼書により実施 ・接種券を交付 ・費用は全額個人負担 【インフルエンザ徴収金】 ・1,000円	1 個別接種 【種別及び接種数】 ・三種混合 (1回)259人 (2回)254人 (3回)248人 (追加)247人 ・麻疹 270人 ・風疹 274人 ・日本脳炎 (1回)303人 (2回)277人 (追加)258人 ・インフルエンザ 2,569人 【委託機関】 ・東予市・周桑郡内18医療機関 (インフルエンザは34医療機関) 【周知方法】 ・三種混合・麻疹・風疹・日本脳炎の予診票、説明文などをまとめてファイルにとじ、4ヶ月健診時に説明して個別に渡す。 ・インフルエンザは広報のみ 【市町外者の取り扱い】 ・東予市の住民が他市町村で接種する場合 乳幼児 ・市町村長宛に予防接種依頼書を送付 ・費用は依頼先市町村の方針による 高齢者インフルエンザ ・本人の申し出により、接種地の市町村または、医療機関宛依頼書を送付(医療機関の場合は、市町村と契約が結ばれているところに限る) ・費用は、依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が東予市で接種する場合 乳幼児 ・他市町村からの依頼書により実施 ・費用は全額個人負担 高齢者インフルエンザ ・他市町村から、東予市または医療機関宛への依頼書により実施予定 ・費用は全額個人負担 【インフルエンザ徴収金】 ・1,000円	1 個別接種 【種別及び接種数】 ・三種混合 (1回)103人 (2回)98人 (3回)93人 (追加)87人 ・麻疹 105人 ・風疹 96人 ・日本脳炎 (1回)89人 (2回)80人 (追加)84人 ・インフルエンザ 1,283人 【委託機関】 ・東予市・周桑郡内18医療機関 (インフルエンザは34医療機関) 【周知方法】 ・1～2ヶ月児に予診票及び説明書を個人通知 ・広報 ・インフルエンザは広報のみ 【市町外者の取り扱い】 ・丹原町の住民が他市町村で接種する場合 乳幼児 ・保護者からの申請書の提出 ・接種地市町村長宛に予防接種依頼書を送付 ・費用は依頼先市町村の方針による 高齢者インフルエンザ ・被接種者からの届出 ・医療機関の名称、市町村長との委託契約締結の有無を確認(契約締結が実施の条件) ・他市町村の住民が丹原町で接種する場合 乳幼児 ・他市町村からの依頼書により実施 ・予診票を交付 ・費用は全額保護者負担 高齢者インフルエンザ ・他市町村からの依頼書により実施 ・予診票を交付 ・費用は全額個人負担 【インフルエンザ徴収金】 1,000円	1 個別接種 【種別及び接種数】 ・三種混合 (1回)71人 (2回)68人 (3回)64人 (追加)65人 ・麻疹 65人 ・風疹 60人 ・日本脳炎 (1回)62人 (2回)57人 (追加)35人 ・インフルエンザ 975人 【委託機関】 東予市・周桑郡内18医療機関 (インフルエンザは34医療機関) 【周知方法】 ・個別通知(対象年齢になった翌月の月初めに送付) ・健診時に接種状況を確認し、接種を勧める ・インフルエンザは13年度は個別通知、14年度は広報のみ 【市町外者の取り扱い】 ・小松町の住民が他市町村で接種する場合 乳幼児 ・保護者からの申請 ・接種地市町村長宛に予防接種依頼書を送付 ・費用は、依頼先市町村の方針によるが、自己負担 高齢者インフルエンザ ・被接種者からの申請 ・接種医療機関に依頼書を送付 ・他市町村の住民が小松町で接種する場合 乳幼児 ・他市町村からの依頼書により実施 ・予診票を交付 ・費用は全額保護者負担 高齢者インフルエンザ ・他市町村からの依頼書により実施 ・予診票を交付 ・費用は全額個人負担 【インフルエンザ徴収金】 1,000円	学童の二種混合、日本脳炎は、西条市のみ個別接種で実施している。 周知方法が異なる。 他市町村の住民が接種する場合の乳幼児については、西条市のみ無料にしている。	西条市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	予防接種			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
2 集団接種 【種別及び接種数】 ・ポリオ 815人 ・ツ反ＢＣＧ（幼児）ツ反 689人 ＢＣＧ646人（学生）ツ反1,800人 ＢＣＧ710人 【周知方法】 ・乳幼児 出生時に育児のしおり交付、広報、健康カレンダー ・学生 学校長宛通知、広報 【市町外者の取り扱い】 ・西条市の住民が他市町村で接種する場合 保護者からの申請書の提出 市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 費用は依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が西条市で接種する場合 他市町村からの依頼書により実施 費用は無料	2 集団接種 【種別及び接種数】 ・ポリオ 631人 ・ツ反（乳幼児）283人（児童）1,008人 ・ＢＣＧ（乳幼児）277人（児童）380人 ・二種混合 313人 ・日本脳炎（2期）278人（3期）375人 【周知方法】 ・乳幼児 4か月・1歳6か月・3歳児健診、7か月児相談会の集団指導時に説明 市民カレンダーへの掲載 ・児童 学校長宛通知し、学校が保護者に文書で周知 【市町外者の取り扱い】 ・東予市の住民が他市町村で接種する場合 保護者からの申請書の提出 市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 費用は依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が東予市で接種する場合 他市町村からの依頼書により実施 費用は無料	2 集団接種 【種別及び接種数】 ・ポリオ 244人 ・ツ反（乳幼児）105人（児童）418人 ・ＢＣＧ（乳幼児）103人（児童）151人 ・二種混合 125人 ・日本脳炎（2期）137人（3期）109人 【周知方法】 ・乳幼児 4・7か月児相談会の集団指導時 広報、健康カレンダー、愛媛新聞掲載 ・児童 学校長宛通知し、学校が保護者に文書で周知 【市町外者の取り扱い】 ・丹原町の住民が他市町村で接種する場合 保護者からの申請書の提出 市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 費用は依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が丹原町で接種する場合 他市町村からの依頼書により実施 費用は無料	2 集団接種 【種別及び接種数】 ・ポリオ 164人 ・ツ反（乳幼児）73人（児童）279人 ・ＢＣＧ（乳幼児）69人（児童）150人 ・二種混合 83人 ・日本脳炎（2期）79人（3期）122人 【周知方法】 ・乳幼児 初回対象者には個別通知 広報で周知 ・児童 学校（養護教諭）を通じて予診票、説明文を配布、学校が保護者に文書で周知 【市町外者の取り扱い】 ・小松町の住民が他市町村で接種する場合 保護者からの申請書の提出 市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 費用は依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が小松町で接種する場合 他市町村からの依頼書により実施 費用は無料	学童の二種混合、日本脳炎は、西条市のみ集団接種で実施していない。 周知方法が異なる。	西条市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係		
事 務 事 業 名	保健センターの管理運営			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調 整 方 針	現行のまま 4 保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【名称】 西条市保健センター	【名称】 （東予市総合福祉センター） 東予市保健センター	【名称】 丹原町保健センター	【名称】 （小松町地域福祉保健センター） 小松町保健センター	課と出先機関（係）という 位置付けに違いがある。 管理体制に違いがある。	現行のまま 4 保健センター を新市に引き継ぎ、合併時に調 整する。		
【位置】 西条市明屋敷60番地	【位置】 東予市周布 6 0 6 番地1	【位置】 丹原町大字池田1762番地1	【位置】 小松町大字新屋敷乙48番地1				
【建築年次外】 昭和55年 鉄筋コンクリート 2 階部分買収改造	【建築年次外】 平成 1 0 年 2 月完成 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建	【建築年次外】 昭和61年3月31日完成 鉄筋コンクリート造 2 階建	【建築年次外】 平成8年 鉄筋コンクリート造平屋建				
【延べ床面積】 715.93㎡	【延べ床面積】 3,678.69㎡ 内保健専用 550.54㎡ 内共有部分 163.50㎡	【延べ床面積】 368.996㎡	【延べ床面積】 1,904.92㎡ 内保健専用 485.15㎡ 内共有部分 631.63㎡				
【開館時間】 午前8時30分～午後5時	【開館時間】 午前8時30分～午後5時	【開館時間】 午前8時30分～午後5時15分	【開館時間】 午前8時30分～午後5時15分				
【位置付け】 保健センターとして独立の課	【位置付け】 保健介護課	【位置付け】 保健福祉課の出先機関	【位置付け】 健康福祉課の出先機関				
【職員数】 所長 事務 1人 保健管理係 事務 3人 保健指導係 保健師 9人 理学療法士 1人 看護師 1人（嘱託） 栄養士 1人（嘱託）	【職員数】 課長 1人 保健師 7人 看護師 2人（内 1 人嘱託） 栄養士 2人（嘱託）	【職員数】 保健師 5人 准看護師 1人 栄養士 1人（嘱託） 保育士 1人（嘱託、事務も兼ねる）	【職員数】 センター長（事務）1人 保健師 4人				
【管理体制】 ・複合施設であるため光熱費等については施設係	【管理体制】 ・複合施設の為、福祉事務所が管理負担 ・保健センター部門についての使用は申し込みを受け付ける	【管理体制】 ・清掃、空調保守を業務委託 ・施設修繕は、企画財政課を通じて業者連絡する ・他団体等の使用は、保健センターで申し込みを受け付ける	【管理体制】 ・プロパンガス代、電気代、水道代、電話料金の支払い ・浄化槽水質検査料等の支払い ・保険料、清掃用具借上料、NHK受信料、消耗品の支払い ・空調設備保守、警備の業者委託契約及び支払い ・清掃、電気保安管理、消防設備点検、浄化槽管理の委託料支払い ・施設修繕業者依頼及び支払い ・他団体等の使用は、保健センターで申し込みを受け付ける				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細 項 目	保健関係	
事 務 事 業 名	中川診療所			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名 保健分科会
調 整 方 針	中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
該当なし	該当なし	【名称】 丹原町立中川診療所 【所在地】 丹原町大字来見甲549 【規模】 鉄筋コンクリート造平屋建 【職員数】 医師 1人 准看護師 2人 事務職員 1人 【診療科目】 内科、外科、整形外科 【診療日】 月曜日～土曜日の9：30～12：00 【1日平均患者数】 8．2人	該当なし	丹原町のみの施設である。	現行まま新市に引き継ぐ。	

先 例 地 の 事 例

〔周南市〕

（１）妊婦健康診査：公費による実施は、前期、中期、後期の３回とし、住民税非課税世帯の妊婦に対しては、公費により２回追加実施する。超音波検査については３５歳以上１回とする。

（２）乳児健康診査：現行のまま新市に引き継ぐ。

（３）幼児健康診査

１歳６か月検診：新南陽市、鹿野町の例により調整する。歯科医師の体制が整えば、歯科の個別検診も検討する。

２歳児検診：廃止する。

３歳児検診：現行のまま新市に引き継ぐ。

集団検診の場所、回数：新市移行後、検診者の人数を基本に調整する。

（４）成人健康診査：新南陽市、鹿野町の例により調整する。

〔さぬき市〕

（１）予防事業、保健事業、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり推進事業、若者健康診査、臨時雇用賃金等は、保健福祉計画の策定に合わせ、関係機関等を交えた協議のうえ統一を図る。

（２）骨粗鬆症疫学調査事業及びへき地診療所は、現行のとおりとする。

（３）８０２０運動推進事業は、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施方法については、統一を図る。

〔東かがわ市〕

各種保健事業については、事務事業一元化の基本的な考え方をもとに次のとおり調整する。

１ 母子保健事業については、新市に移行後速やかに調整を図ることとする。

２ 育児等健康支援事業については、次のとおり調整を図ることとする。

地域活動事業については、新市において調整し実施することとする。

母子栄養管理事業については、新市において調整し実施することとする。

思春期における保健福祉体験学習事業については、新市において実施の方向で調整することとする。

３ 予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額の統一を図る。

４ 老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額等については合併時に調整し統一を図る。

５ 健康づくり事業については、次のとおり調整を図ることとする。

健康推進委員会については、引田町の例により調整し、新市において組織を統一する。

女性の健康診査については、新市において、実施の方向で検討する。

〔宇摩合併協議会〕

新市において、健康づくり推進協議会を新たに設置し、健康づくり計画を策定する。

４市町村の保健センターは地域の保健拠点として、それぞれの現行のとおり運営する。

新宮村における国民健康保険診療所は、現行のとおり運営する。

宇摩地区救急医療センターは、現行の業務内容のとおり新市に引き継ぐ。

健康づくりに関するイベントについては、新市において統一する。

母子保健、老成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新市において調整する。

〔南宇和合併協議会〕

健康業務については、現行のまま引き継ぐものとする。

（１）各種事務事業については、合併時に統一する。

（２）在宅当番医制度については、現行のまま引き継ぐものとする。

（３）保健センターについては、現行のまま引き継ぎ、使用料は無料化で対応するものとする。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

１ 保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

２ 予防接種、老成人保健事業、母子保健事業、精神保険事業については、合併時に調整する。個人負担を要する事業については、金額を統一する。

３ 三瓶町の保健師修学資金貸与事業については、廃止とする。